

問2 自由記載

あなたが成年後見人等として職務を行うに当たり、本人の意思の尊重に関する以下のような点について悩まれたことがありますか（複数回答可）との間に、「1～8」のいずれか1つ以上に○を付けた方にお聞きします。上記の事柄について、具体的な内容をお教えください。

【選択肢】

1: 日常的な金銭管理におけるお金の使い方 / 2: 必ずしも生活に必要なではない物品やサービスの購入 / 3: 冠婚葬祭費、謝礼の支出や贈与 / 4: 借入(知人等からの借入も含む。) / 5: 福祉サービスの選択と契約の締結 / 6: 居所の決定 / 7: 医療行為 / 8: その他 / 9: 特に悩んだことはない

1 日常的な金銭管理におけるお金の使い方

・本人(60代)が長期間入院し、40代の妻がほとんど見舞いに来ないケースで、精神疾患で働けないため、本人の年金(1か月約32万)から1か月19万円を生活費として送金してほしいといった。金額が多すぎるように思ったが、本人の意思を推認して毎月送金している。

・入院中の被補助人が病室に多額の現金(10万円を希望)を保管したがる。

・食費が、一般的に考えられるものよりも高い(ただし、ある程度財産がある。支出を認めた。)

・障害又は疾病による判断力不足のためにお金が足りなくなることへの実感がない、又は使わずにはいられない方の生活保全を本人の人格を尊重しながら進めることの困難。

・基準となる指標を探すのが難しい。

・どれくらい節約して生活を送るべきか。

・本人が自由にお金の管理をしたいと言うが、全部使ってしまうので、どう納得させて管理するのか悩んでいる。

・適切な金額がいくらか明確ではない。

・一般就労をしている軽度の知的障害の夫婦の補助人。夫婦ともに一般就労しているので、補助人就任後は、預貯金はある(就任時は夫婦自己破産をした。)。夫はパチンコと酒、妻は食べ物。「俺のお金なんだから小遣いを増やせ。」と言ってくる。夫婦で温泉行ったらどうか?貯めて何か買いたい物はないのか?と勧めてみるが、夫婦にとっては温泉も旅行も興味がなく、日常目の前のパチンコ、酒、食べ物。赤字にならない限り、自分で働いたお金だから、パチンコ、酒、食べ物ばかりに費消させた方が、ある意味本人らにとって幸せなのかもしれないととどきどき思う。

スカパー、携帯、タブレットを同意なく契約締結してきたとき、お金に余裕はあるが、本当に必要か?とたしなめる。物によって取消し。物によってそのまま追認。いつも悩ましい。

・重度の認知症高齢者の後見人。単身で持ち家の自宅に生活していたが、冷蔵庫内に現金100万円が発見されたり、道路の真ん中を歩いていて保護されたり、自宅内で血を流して倒れていたり。本人は亡き夫、亡き息子の法事を自宅でするから自宅で暮らし続けると言い張る。しかし、生命の危険があるので、意思尊重とばかりはいつてられない。悩みど

ころ。

- ・小遣いを持たせればドブに捨てるように消費してしまうので、小遣いは渡さないように、福祉事業関係者から再々進言があり、就任以来2年間小遣い無しで来ましたが、時には迷うことがある。

- ・後見を開始して預金通帳を預かったところ、それまでに預金がかなりの額勝手に使われていたようであり、本人に確認していたのかどうか疑わしい。お金の使い方の確認が粉われていたのか疑わしい。

- ・30代の知的障害、統合失調症をお持ちの方で、収支に合わないお金の使い方をしてしまう。あればあるだけ使ってしまう。嗜好品、おやつ等多量に購入してしまう。お金が無くなると「今回だけはお願いします。」と何度も電話をかけてくる。自分の意向が通るまで何十回と電話を繰り返す。ヘルパー利用しているが、ヘルパー事業所に対しても同様な行為をしている。

- ・貯金の方法。定期にすべきかどうか。

- ・新規の投資信託をしたい。本人の手元に、200万円現金を置いておきたい、という希望があった。

- ・介護施設には入らず次男と一緒に暮らしている方の事案です。収入は年金のみで月額18万円程度ですが、生活費として次男に月額6万円を渡している他に、本人の小遣いとして月額3万円を渡しています。本人は「こんな額では足りない。」と言ってきます。

- ・財産に限りがある被後見人等の財産の支出および管理計画の策定について

- ・後見類型ではあるが、物忘れこそ酷いものの、本人はある程度日常生活を送れるため、毎月一定額お小遣いを渡しているが、想定に比べて支出が多い。本人の財産はある程度あり、年金収入で施設費用はほぼ賄えるため、本人のお金でもあることなので、ある程度渡しているが、それで本当に良いのか判断に迷うことはある。

- ・在宅・独居の高齢者の後見における生活費の渡し方、管理方法など。

- ・被補助人の方。施設に入所しているが、施設では入居者にはトラブルの元になるので、お金を持たせないで欲しいと言う。その代わりに、欲しい品物があれば、補助人と相談して代金は立替えておいて後払いにしてもらうから不自由はかけないと言う。本人は説明を聞いた時には、承諾するがすぐ忘れ「お金が身近にほしい。私のお金を返せ。」と荒れる。

- ・精神障がい者への日常生活費（食費・こづかい）の受け渡しと管理。以前は障がい者福祉サービスの事業者定期的に費用を預け、週2回5千円ずつ渡してくれていたが、法人の意向で金銭の預かりはしなくなった。少額なら本人も能力的に買物ができ、意思を尊重できる状態であっても、月に後見人が複数回会ってお金を渡すのは無理。日常の買物代や小遣い金を預ける等の金銭管理を引き受けてくれる事業者が少ない。

- ・在宅の被後見人だと好きなようにお金を使い、把握しきれない。領収書を取っておくように頼んでも、使途不明金がある。

- ・計画的消費ができず浪費癖のある利用者の金銭管理

- ・統合失調症で日常生活は自分で行っている被後見人が後見人その他の支援者を全部拒否しているケースで、高額な財産は後見人が管理しているが、年金の振り込まれる口座についてはまったく後見登録しておらず、被後見人が使っている。強制的に後見人が年金口座を管理することもできるが、多少変な使い道があるにせよ年金額くらい自由に使っているのではと思う。

・収入が少ないにも関わらず、お小遣いを多く要求される。無理だと説明すると意地悪しているように思われて心外なことがある（知的障害なので仕方がない面あり）。

・お金を本人へ渡して（預けて）いいのか。

・自分の財産を他人に管理されたくないという強い意思があり、生活費の使い方は本人に任せざるを得ないが、適切に管理できず何に使っているかわからないし、しまった場所もわからなくなっている。後見計画以上の支出となっているので、その対応に苦慮している。

・保佐人業務で、日常生活上現金支出の機会の少ない方が、数か月に1度の頻度で12万円を必要と言い、渡しているが、使途について確認できないでいる。

・手持ち現金で置いてくるお金の出金状況が確認できない。

・何回言っても現金出納帳を書かない

・金融商品の解約・換金

・知的障害を抱える被後見人に毎月定額の生活費を支給しているところ、無駄遣いが目立つのでどのように金銭管理を行うかが難しい。後見監督事案で、後見人から被後見人の財産から寄付を行いたい旨相談された。本人は能力を喪失する前、慈善活動に強い関心を持ち、定期的に寄付を行っていた。施設入所中の本人の自宅の売却。年金収入が僅少の為、売却しなければ施設の費用等が払えないが、本人は自宅へのこだわりがある。

・人の現金管理能力もないことから、必要な物は施設の立替えにより購入できると言って拒絶すると、泥棒呼ばわりされている。

・色々悩みます。例えば、自宅で生活されている被後見人の場合、手元にお金がないこと自体不安になるので、ある程度の金額は「お小遣い」としてお渡しし、何に使っているかチェックしない（できない）。また、客観的には施設入所が一番安心、費用もかからない、という状況でも、本人の意思表示がはっきりしている以上、在宅で生活するしかないと思う。基本的には「細く長い人生よりも、太く短い人生でできる限り楽しんでもらう」という方針で、後見事務を行っています。

・グループホーム内でお金の使い方を身に付ける（1月決められた金額でやり繰りできるようになる）という目標がありながら、本人はそれを超えて使いたがる。

・在宅・独居などの場合、月に1回本人の希望額を渡すと、本人が費消したのではなく、親族が経済的虐待をしていることが疑われる事案の日常的な金銭管理について。ケース会議で検討して、本人の金銭受領頻度等を可能な範囲で工夫をした。

・在宅の被後見人に、毎月の食費、生活費を1か月分渡すと、1日で好きなものを買って使い切ったり、紛失するので、毎週1回、本人が暗証番号を記憶している口座に振り込んで、キャッシュカードで引き出してもらっている。金額も生計の範囲で、「本人と相談して決めて、1日●円ぐらいですよ。」と念を押しました。このやり方で、今のところ上手にやりくりしてくださっていますが、長い年月にわたって、毎週振り込むのは中々大変なので、良い方法があればと思います。

・精神障がい者及び知的障がいの場合、金遣いが荒く、このままでは原資を使い果たしてしまう場合。

・認知症高齢者で要介護5であるが、年金が毎月3万円くらいであるが、現在長期療養病床に入院しており、生保を申請して、生保で生活しているが、なかなか余剰が生じず、成年後見人が付される前からの治療費の未払いが少しずつしか返すことができない事例。

・精神障害のある本人について、金銭管理ができないが買物することに強いこだわりがあ

ったので、ヘルパーステーションに金銭を預かってもらい、毎週 2000 円を小遣いのよう
にいったん本人に渡し、ヘルパーが小遣いの中からおやつやお気に入りの日用品を買物す
るようにしていた。小遣い帳もつけてもらって本人とその内容について話し合うようにし
た。

- ・銀行口座の管理方法。本人は自分で口座から生活費を引き出して買い物等を行って生活
している。後見人が通帳を管理することを拒否しているが、本人の生活状態を維持するた
めには口座の管理は本人に任せた方がよいと思われる。一方で、悪質商法の詐欺等が心配
であり、裁判所も口座を後見人が管理するように求めてきた。最終的には、本人が管理す
ることとし、見守りを厚くすることで対処することとなった。

- ・保有株式も多く、議決権行使や株主優待の利用について（被後見前より、権利行使して
いなかった模様）、利用しないまましているが、勿体ないと感じることも多い。

- ・被後見人に既に親族後見人がついてしたが、財産が高額であったため、後見制度支援信
託契約締結のため、専門職後見人として当職が追加選任された。被後見人の財産のうちに
株式があったため、売却し金銭を信託すべきか検討したが、当該株式は、相続等により偶
発的に取得されたものではなく、被後見人が若い頃自ら購入した株式であったので、悩ん
だ末、売却せず株式のまま保持することとした。

- ・保佐、補助について本人管理の財産の額：どのくらいの額を超えたら代理で行うのか。
同意権がない場合の対応：すべての支払い行為を代理で行うのか。

- ・躁状態の症状としてお金を使いたくなるところと、自分の欲しい物を手にしたいという
欲求との折り合いが難しいと考える場合がある。

- ・お金の余裕がないので相場以下しか払えない場合がある。慣習を重んじる人の場合、本
人の満足度が低くなり、後見人がいることを否定的なとらえ方となる場合がある。

- ・支援者の方で小口現金を預かってもらっているケースで、支援者の方からいくらまで使
っていいか聞かれることがある。

- ・施設が設定している保護者会費の支払いについて、家庭裁判所にも相談し、差支えない
という返答をいただいているが、非常に悩む。

- ・当初保佐のケース（後に成年後見に変更）で、定期貯金証書を本人が持って歩いていた
ので、同意を得て当職が保管した所、翌日から 1 日に何十回も返還要求されるようになり、
色々と検討した結果、本人の気持ちの安定のために、銀行へは成年後見の届出をして解約
払戻ができないよう手続をした上で、定期預金証書を本人に持たせたが、その後もトラブ
ルが続いた。

- ・株主としての議決権行使

- ・知的障害のある 30 代の被補助人のケース：収入が生活保護水準以下の方の場合、生活
レベルをどこに合わせるのか、どこまで預貯金を取り崩していいのか悩む。

- ・施設入所をされていますが、たくさんのお金を残してどうするんだという思いがありま
す。本人の為に、極力使ってほしいです。わたしは、毎月の面会で、時々本人と外食や墓
参り等にでかけるようにしています。本来は、後見人として望ましくないのかもしれませんが。

- ・統合失調症で、病院に長期入院中の被後見人の方ですが、障害者年金を 50 万円（2 か
月）もらっていると思込んでいるため、小遣いをなぜ増やせないのかと、面会のたびに
言われる。年金について（実際は 16 万）の説明をするが、理解していただけない。

- ・(以前の暮らしのように)手元に常に50万円程度所持していないと不安だと言う。日常生活で月5~6万円程度した小遣いからは使用しておらず、管理もできないので、成年後見人としては、月5万円の小遣いにと提案するも自分のお金なのにと不満を訴える。
- ・浪費癖のある成年被後見人に対して、日常に必要な生活費の管理をどうするか悩んだ(渡せば渡した分だけ直ぐに使ってしまうため)。また、後見人としては必要ないと思うオーディオ機器の購入費や家の修繕費などの支出を求められ、支出すべきか悩んだ。
- ・被保佐人が仕事で得た報酬のある部分については、すべてお小遣いにしてほしいというが、そのようにしてしまうと収支が赤字になってしまう。そのために、お小遣いに渡す金額についての話し合いを頻繁に行っている。将来のための備え・・・について本人が理解できないために説得ができず、悩むことがある。
- ・被後見人について、親族の後見人と複数で担当している。信仰の問題で毎月のお布施などがあるが、それについては、親族の後見人の意思も影響している様子である。しかし、親族の後見人が身上監護を担当しているために、財産管理の担当である当職があまり口出しするのも難しい状況であり、悩ましい。また、冠婚葬祭について、支出はするが、受け取る方はこれまで受けとらなかったから・・・との理由で受け取っていない様子。受け取ってもらった方がよいが・・・と思うが、従前の生活状況を知らない当職からの口出しが難しい。
- ・有価証券、特に国債が満期になった場合に継続するか否か。
- ・独居生活で、当職事務所との距離が遠い被後見人に対して、日々の生活にかかる費用の支払いのために、現金をもたせる必要があるが、どこまでもたせるか(手元にあれば、ぱっと使ってしまう傾向がある)。
- ・経済的虐待への対応として保佐人に就任したが、本人は虐待者に対して愛着を持っており、お金を渡したがる。小遣い程度を渡すのはよいとも思うが、本人保護と本人の意思の尊重との狭間で思い悩む。
- ・保佐人の事例で、経済的に資力が乏しいにもかかわらず本人が有益とはいいがたい用途に金銭を費消したり、滞納している医療費等の支払いを無視しようとする。
- ・本人が自分の能力を理解できていない為、金銭管理についての説明が難しい。

2 必ずしも生活に必要なではない物品やサービスの購入

- ・生活保護受給者でどこまで本人のために不可欠とはいえないものを買うか。
- ・携帯電話について、使うとは思われなかったが、契約を希望したので、業者に来所してもらい契約するも全然利用しない状況が続く。家電製品でも類似のケースのあった人。
- ・旅行(これは複数人であった。いずれも財産状況を考慮して支出を認めた。)
- ・5~6年利用した自動車(娘夫婦が所有しているものだが、本人の通院・介護等に相当程度利用しているもの。一定の割合の援助を認めた。個人的には10年くらいは乗れるだろうと思うが。財産状況も考慮して判断した。)
- ・本人が飲食への同伴を希望した場合(おごってあげるから)の対応
- ・テレビ通販による消費意欲の刺激により、高額な嗜好品を次々と欲しがる場合の対応
- ・アイドルや映画のDVDの購入(本人が希望しているとの話であったため購入しているが、同居家族の趣味で購入している可能性が高い)
- ・本人から要求されるお小遣いの金額。WOWOW受信契約、墓所の購入契約の要求

- ・携帯電話などの購入について
- ・下着類の購入。枚数が多かった。
- ・本人の配偶者への生活費の給付額の判定（特に婚姻関係が破綻しているとき）
- ・高額な浄水器を購入した際の理由を聞くと「これで歩けるようになった人がいたから」と本人は足の痛みから解放されたい思いからの購入と思われました。しかし、医学的根拠もないことから本人を説得する形で返却しましたが、本人の意思とは違うように感じています。
- ・通信販売で健康食品を購入したりする。請求書を隠したりするので、数か月後に見つかったりした。
- ・お金、タバコが好きで、お金があればいくらでも購入する。
- ・被補助人が補助人に連絡なしにインターネット販売契約等行うことが多く、その都度本人の意思・資力等その他の状況から判断し追認や取り消し等を行っている
- ・60歳代の自閉症の被後見人からの依頼について、司法書士と二人で複数後見人となっていた。二人の意見の相違に悩んだことがある（後日、そのまま言いなりになることが最善ではなく、どこで折り合いをつけるか理解し合えた）。被後見人の要望は現実的でなく、テレビ5台、脚立6台といったこだわりのものであった。
- ・本人の嗜好品（化粧品）
- ・固定電話の料金（本人施設入所中だが、親類からの連絡先として残すべきか）
- ・入院中の本人（女性）が化粧品を希望したので購入したが、入院先から苦情（抱きついてくるので白衣を汚される）があり、その後、本人の希望があっても購入できない。
- ・資産を相当程度お持ちの本人について、親族がある程度高額なものの購入や旅行などを希望した際に（開始決定前は相応の支出がなされていた）、どこまで認めるべきか悩みます。また、任意後見監督人を務めている件で、本人が所有不動産の運用（賃借物件を建てて賃貸）を従前積極的に行っていた（任意後見人に任せていた）ケースで、任意後見人が同様に新規に借金をして賃借物件を建てる様な行為を認めるべきか（現時点では消極的判断ですが）、本人の意思尊重という点でどこまで認められるべきか、悩ましいです。
- ・装飾品（女性用カツラ）を欲しいと言われているが、生活保護受給であり、収支もギリギリ黒字という程度である。しかし、本人は統合失調症であり多額の資産があると思っ
- ているため、自分の欲しい物を変えないことに不満を抱いている。
- ・本人からお金を使いたいと強く申し入れがあるが、使途については主に必要以上の食費に使われたり、知人に貸し与えているらしいという場合
- ・施設から自宅に帰省した際のためのお手伝いさん（ヘルパーではない）を日常的に雇用し、ハウスキープさせること。
- ・アダルトサイトの通話料、ネットでの自動車の購入、自動車の運転免許の取得、県外での就職と居住、太りすぎたための食事等の制限、就職の選択
- ・施設に入所中の子の外泊、旅行の費用の負担の可否及び金額
- ・息子に「必要」と言われれば、何でも買って渡したり、お金も渡したりしてしまう。息子は入院中であるが、電話や面会の際に要求。
- ・本人の収支を考えると厳しい支出になる洋服購入希望にどう対応するか。入院中便箋手帳等、何度も同じものを買ってきてくれと頼まれるが、忠告しようがない、また運転不可能な状況及び経済状況が良好でない状況で自家用車を購入したいとの意思にどう対応す

るか。

・高次脳機能障害による知的障害がある方で、ご自身のしたいことの歯止めがかからないため、趣味に無制限にお金を使い、申立て前は勝手にクレジットカードを作ったり、障害年金の銀行振込先を変えたりしていた。

・本人が、買物が好きで、通信販売で、衣類や食品をしばしば購入している。それらは、本人の生活にさほど必要は無いものの、その購入行動で本人の気分が落ち着くようなので、どこまで不要として取り消してよいか悩ましい。

・高額資産を持っている場合の、購入対象物のランクの決定について

・宝石や時計（高価な）を毎月買おうとすることに対し、制止したこと。

・本人に渡した小遣いを本人が職員のお茶菓子購入にすべて使ってしまうこと。本人の意思を尊重したいが、線引きは必要。施設側も受け取れないルールがある等・・・。

・絶対的に必要ではないが、その人にとってかけがえの無いもの、抛り所となるものであったりする買い物。慣習的に地域で行っている宗教的な付き合い。

・受診の必要がないと思えても、本人が不安なので何度もタクシーで病院へ行く。収支がマイナスなので困っている。病院に行っても「何ともない」と言われるだけ。

・浪費・・・保佐，在宅事案で、パチンコ，飲酒。パチンコで金を使い，生活費が足りないという。パチンコをやっているのかと聞くと，もうやっていないというが，嘘。酒は，当初，気になったが，過度と言うほどではないので，自由にさせている。

・保佐人として，被保佐人の意向を尊重した関わりを行うよう心掛け，できる限り本人と対話をし納得してもらって生活費等の節約をしているが，時々（衝動的に）自分で引っ越し業者に部屋の模様替えを依頼してしまい，数万円も遣ってしまうなどの行動がある。現時点では財産があるが，長い目で見た際に（生活保護受給を前提としなければ）は経済的に厳しい状況でこのような支出にどう対応すべきか悩む。

・疾病（糖尿病），膝関節症等により食事制限あるが，コンビニでスナック菓子やスパゲッティなどを買って食べている。心臓の悪い弟との二人暮らしで好きなコーヒーも制限されている。お小遣いで好きなものを買う等の自由は確保していきたい。

・カラオケに行きたい，CD プレイヤーを購入したい等最近の消費状況からして，買物が多くなっているのではないかと，今後の消費に不安を感じたことがあった。

・本人の希望による不必要な歯科受診。医療費よりも交通費がかかる

・後見類型であるが，在宅で暮らしたいとの希望の方。シロアリ詐欺未遂に何回もあっていて，床下には小さい家なのに換気扇が 17 個も取り付けられている。訪問販売に簡単に引っかかってしまう。そのたびに取消権をしている。補助類型だったときに，銀行で自分でお金を下ろしてその詐欺らしき人にお金を払ってしまった。詐欺という証拠がなかったため，とりあえず，取消権を行使したが，相手側が取り合ってくれなかった。仕方なく，弁護士を立てて，訴訟を起し，「和解」で片が付いたということがあった。

・被保佐人。買物が趣味で，「買う」という行為に執着がある。購入した物には興味がないため，購入した状態のまま，山積みとなる。支援員に協力していただき，「モノを買う」ことをケアプランでの指導内容にいただき，買い物のたびに，支援員が付き添い助言アドバイスを行った。

・20 万円する腕時計を買ってもいいか。

・風俗店等での浪費，後見人に対する頻回な金銭の要求への対応

- ・買い物依存症の人や認知症の人、自分のお金を思うとおりに使わせてくれないと怒る。
- ・1か月の収支以上にお金を必要とする生活状態について、どこまで本人の意思を尊重することになるのかどうか悩むことがある。例えば、たばこ代や趣味（アダルト系）のDVDや雑誌の購入に使いたいと望む本人のお金の使い方。
- ・アクセサリー類の購入を頻繁に希望。タバコとコーヒー代に生活費をつぎ込んでしまう。施設内の親切な職員に、商品券をどうしても渡したいという希望。
- ・特に男性の方は酒やギャンブルなどに支出がある。嗜好についての範囲が人それぞれなため判断に悩む。
- ・知的障害のある方で、パソコンを3台も持ち、ちょっとした不具合ですぐに業者を呼んでしまう。こだわりのある方で、財布や小物類持っけていても、さらにいくつも買ってしまう。すぐに謝礼としてお金を渡したが、金額が大きい。
- ・本人名義の家屋（しかし本人は老人ホームにおり、子が居住している。）について、後見申立人である子が家屋修繕費として概算180万円を見積り、それを3年間で償却する計画（つまり年間60万円の費用支出）を申立段階で提出してきたこと。裁判所と相談し、建物老朽化の点も考慮して、今回は支出することにした。
- ・多額の相続遺産が入ったので、マンションを購入したい。
- ・アルコール依存症の経験のある方だが、今や生きがいがアルコールだけという方にお酒の購入をどこまで許容するか。
- ・着物を趣味とする高齢女性の数百万円になる着物の購入。宝くじを趣味とする知的障がい者女性のくじの購入をどの程度許容するか。
- ・高齢男性が寂しさから、結婚相談サービスなどに費消してしまう。
- ・介護老人ホームに入所している被後見人の個室に、テレビやラジオを購入して設置するか否か。
- ・ラジカセが好きで、新しい製品を見つける度に購入しようとする。既に数台持っているのに、さらに購入したいと言い張る。
- ・DVDプレーヤーやレンタル、外出支援サービスを利用したお出かけなど。比較的若年の施設入居者で娯楽が少ないため、なるべく認めるべきだとは思いますが、収支の関係でどこまで支出すべきか悩んだ。
- ・本人は趣味として毎月数万円の画材、DVD購入を希望しており、母親も本人の好きなようにさえないという強い希望があった。当職は定期送金額を年金額（1か月で8万円）と合わせ、毎月40万円になるように上申した（この費用の中には、水道光熱費等も含まれている。）。家裁からは社会通念上相当な範囲の支出に抑えるべきとの意見があったが、本人らの意見を尊重し、その額で定期送金額とした。精神科医の意見も参考資料とした。
- ・被保佐人の配偶者が高額な車を買いたいと言い出したときに、被保佐人本人が真に望んでいることなのか、慎重に意思確認することが必要と考えた（一般的には高額ですが、全体資産からすると大きな金額ではなかった。）。
- ・高齢夫婦で妻に後見人が付されている場合、被後見人（妻）が契約したわけではないが、夫が妻名義で妻の預貯金を使用して多額及び多数の生命保険契約に加入しているが、今後の夫婦二人の生活費が足りなくなる場合の保険の解約。
- ・保険の適用がない性生殖器の治療を受けた（精神科の薬を服用しているため、効果はなかった。）。

- ・無線タクシーを呼ぶ（夜中に自宅から 400m ぐらいのコンビニにまで待機）
- ・液晶テレビの購入（地デジ化への対応は行っており、従前のテレビも使用できないわけではない。）
- ・80 代男性。本人が預金がないにもかかわらず、免許をとって車を購入し、仕事をしたいと言う。免許は数年前に失効。保佐相当であるが自動車学校に通うといつてきかない。特養に入居中であるが、自宅に帰りたいという。自宅に帰ると生活のコントロールができず連続飲酒ですぐに入院となる可能性が高い。
- ・ある程度、能力の高い精神障害をお持ちの方が、頻繁に旅行に出かけることを希望されたり、楽器の購入を希望されたりする。
- ・入居している施設において、本人が耳が遠いため、みんながみるテレビの音量を大きくして困るので、個室で見るための「テレビを購入してもらいたい。」と言われたこと
- ・成年後見開始以前から入所していた施設において、年に一度、入所者の行楽（遠足）がある。当職の成年後見人初任年度は割に低額の費用であったので悩まずに支出できたが、二年目、ディズニーランドに行くということで、費用 5 万円以上を支払うように施設から請求された。被後見人の財産に比較的余裕がある事案であったので支出したが、今後どの程度までであれば支出すべきか、少し考えさせられた。
- ・当初保佐のケース（後に成年後見に変更）で、従前から行っていた株取引をすと言い出し、本人が保管していた貯金の中から 30 万円くらいで株の購入をしてしまった。株の銘柄が安定株であったこと、金額も 30 万円だけであったことから、取消権を行使するような事態にはならなかった。
- ・年金保険料の追納をするか否か。
- ・本人の判断能力からすれば新聞の紙面の内容を理解できないはずであるが、本人が毎日、新聞を手にして紙面を楽しそうに眺めている場合に、新聞の購読料を支出し続けてよいか悩んだことがある。
- ・本人の能力では到底実現不可能と思われる資格を取得するための、高額な受講料。支払わない方向で本人を説得した。
- ・被後見人は社長婦人で、前は月に 70 万円程度を生活費としていた。しかし、会社は事実上倒産し、年金ではつきに 40 万円程度が限界である。一般的には十分な金額だが、前と同じ生活をしたがり、家族もそれにぶらさがっている。
- ・知的障害のある 30 代の被補助人のケース：障害基礎年金 2 級の収入しかないにもかかわらず、本人が携帯電話を複数台契約したり、課金サービスを利用される。または、同じく収入が少なく貯金を取り崩しているにもかかわらず、年に何度も洋服購入やテーマパークチケット代としての費用を預金から出して欲しいと求められる。
- ・本人は、同居する配偶者とともにグループホームに入ることになり、子がいなかったことから、自宅は空き家状態になったが、後見開始前に、その自宅や付属する建物に年額 6 万円の火災保険契約がなされていた。また、入院時に支払われる医療保険契約もなされていたが、その支払いは無駄に思えた。火災保険については、契約更新時に保険金を下げ、医療保険については解約を検討した。
- ・かつらの購入の際、オーダーメイドの物と既製品との価格の差が大きく、本人の希望する通りに購入してよいものか悩みました。資産が少ない方であれば、資産の範囲内で選択するしかないのですが、本件の場合それなりに資産のある方だったので、判断するのに苦

慮しました。

- ・常に誰かが傍にいてくれなければ不安であるという思いから、ヘルパーさんにほぼ 24 時間入ってもらっている。自宅不動産以外に約 2000 万円程度の財産があるが、月額 120 万円程度の支払いが継続している。

- ・百貨店での買い物が好きであり、洋服や靴を購入される。似たようなものがいくつもあ
るようにも思えるが・・・。

- ・被後見人が精神に障害がある人。好意を寄せる異性に対するストーカー的な依頼を探偵
にしたいから、お金を出せと言われる。出会い系サイトにお金をつぎ込みたいからお金
を出せと言われる。

- ・自己啓発セミナーへの高額出費をするか否か。

- ・共依存的な関係も考えられ、経済的虐待も疑われる事案で養護者に対して金銭を交付し
ようとし、すぐにまた、物盗られ妄想に襲われた。消費者被害的な買い物であるが、本人
は必要であると強弁する。

- ・お酒しか楽しみがない方だが、アルコール依存に対する治療をうけている方に対し、僅
かの缶ビールをも咎めるか。

- ・携帯電話を約 20 台契約し、取消と返還に追われた。1 台持てば落ち着くかと思い、同
行して契約したものの、その後も携帯電話の購入をやめなかった。

- ・(後見類型) 食費や支援サービス利用料の支払いは拒むが、煙草代や遊びに行くタクシ
ー代、DVD の購入などは我慢できない。特にサービス利用料については、本人に説明せず
後見人の判断で、サービスの依頼と支払を行っている。

- ・本人が望む宝くじの購入 (毎月 1 万円～5 万円)

- ・一人での旅行 (二泊三日程度)

- ・比較的効果な化粧品 (高齢の女性、必ずしも資産リスクは十分ではない。若い頃から病
気のため顔に痣のようなものがあり、それを隠すために化粧品を使っていた。入院生活だ
から、客観的には不要とも思えたが、本人の気持ちを考えて、購入を認めている。その分、
後見人報酬が少なめになったかもしれないが。)

- ・高額なタクシー料金 (例えば自宅から他県への日帰り旅行にタクシーを利用) の支払い

- ・シルバー人材センターにお願いして、本人の話し相手になってもらうサービス料の支払
い

- ・成年被後見人の自宅の建替えが必要だった事案で、同居の親族が、この機会に、被後見
人所有の仏壇を清掃・修理したいとの希望があった。修理金額が多額であること (200 万
円程度)、必ずしも被後見人の生活に必要ともいえないことから支出するか否か悩んだが、
被後見人も修理を望むと思われたことから、裁判所とも協議の上、最低限の修理費用の支
出 (70 万円程度) をすることで決着した。

- ・皇室の写真集 明らかに悪徳商法だったが本人が返品を拒否した。

- ・数千万以上の預金はあるものの、多種多様な趣味・嗜好につき、本人からの支払要求や
本人が直接取引を行い、一個一個の要求等の額はさほど高額ではないが、終始計画的には
不利である。しかも、双極性障害の発現時には、連日の要求となる (弁護士後見人が事務
所運営上、辞任後、就任したケース)。

- ・運勢の良くなる印の購入 (数万円)

- ・3000 万円以上の財産を相続した精神障がい者の方が、本人の意思により携帯電話の契

約や衣服などを散在といってもいい使い方をしたことがあり、判断に迷った。

- ・本人を訪ねてくれる親しい人は、本人の母のみであり、当職が成年被後見人に就任する前から、尋ねてくれていたので、継続してもらうために、支給することとした。

- ・成年被後見人が医療機関に入院している事案において、身上を差配している娘が成年被後見人の自宅（成年被後見人の妻が居住）に購入した40インチくらいのテレビ。

- ・知的障害の方の保佐人をやっているところ、本人がおもちゃを買いたいということを再々伝えてくるため、どの程度購入するべきか、本人と話し合っている。

- ・後見監督人の事案で、親族である後見人が被後見人を旅行に連れていく時の旅行代金の扱い等

- ・年金生活者で、生活費の余裕がないのに、健康食品を頻繁に購入する。

- ・被後見人が入院している病院より、病棟用の新聞を被後見人が自室に持ち帰り、ベッドに敷き込む行動があるため、自己負担で購入してよいか相談があった。被後見人は文字がよめないなので、通常の新新聞購読とは目的がことなるため、判断に迷った。

- ・家族とは別の本人専用の冷蔵庫・電子レンジの購入を認めるか。

- ・重度精神障害を患っている方ですが、施設担当者に対する暴力行為があったため謹慎隔離中、好きなDVDを見るためにポータブルの視聴機器を購入したらどうかという施設側の勧めがあったが、①謹慎中でもあったこと、②他の作業で時間を使うことも覚えてほしいという願いから、あえて購入しなかったことがあります。（本人はDVDを見るのが好きな人間なので、本人の意思を尊重して購入したら喜んだと思います。しかし、理解力等から、本人に相談して意思を確認することは不可能です。）

- ・精神障害1級統合失調症の方の携帯契約。悪質サイト被害等が心配であったが、本人の意思を尊重し契約した。

- ・介護サービス付きの施設に入居している場合において、本人が特に気に入っていた従前の職業付添い人の費用

- ・本人が健康にいいと考え、長らく購入してきた健康食品の購入をどうするか。

- ・在宅の知的障がい者でしたが、金銭感覚が不十分なため、例えば冬に苺をたくさん購入するとか、高くても欲しいものを購入してしまう。訪問で勧誘されると宅配牛乳を注文したり、置き薬を購入するなど。また、家族構成が変わり、知的の本人と、知的の息子の二人暮らしになり、緊急時の対応に課題があり、関係者で何度も検討し、今年2月に施設に入所してもらったが、本人の意向確認が不十分だったと思う。

- ・「呆けたらいけないから何でも自分でやりたい。」とあってトマトばかり毎日買い物してトースターでトマトを焼く人、百貨店外商部で高価品を買うのが生きがいの人に浪費する権利を認めてあげるべきかどうか。

- ・成年被後見人が、自らの子供のために保険料を支払っている生命保険を解約すべきか。成年被後見人の意思尊重の観点からは、保険料の支払を続けると考えられるため。

- ・葬祭業者の互助会等に複数の業者のものに入会し、毎月の引き落としがあった。そもそも複数入会していてもあまり意味がないものであるから、継続の必要があるかを検討した。

- ・OB会などの任意加入団体の会費支出を継続するかどうか。

3 冠婚葬祭費、謝礼の支出や贈与

- ・孫の結婚祝いに本人が多額の贈与を希望する場合

- ・ 近くない親戚の死亡時の香典
- ・ お布施や葬儀費用等の相場が分からない。
- ・ 親族への贈与，世帯分離している配偶者への仕送り
- ・ 推定相続人が一人の場合で相続税対策として基礎控除分の贈与を相続人から依頼された件があった際に悩んだ。唯一の相続人に対し相続税対策として基礎控除分の先渡しをすることは一般的にみて合理的な行為といえ，また被後見人自身が通常の判断能力がある場合に拒否するとも考えられない行為であるが被後見人本人の財産減少が伴うので裁判所との協議では事情は分かるが難しいとされたことがあった。
- ・ 本人は知的障がい者で，亡父が会社経営をして本人のためにある程度の資産を残していたケース。亡父が生前お世話になった方が亡くなったことが何度かあり，親族と葬儀に出席したようであるが，その時の香典の金額が3万円と多いのが気になっている。ただ，事後報告なので後から返せとも言えないし，頻繁にあることではないので黙認している。
- ・ 親族に不幸があった場合の香典供花の支出要請への対応
- ・ 親族への扶養料支払。会いに来てくれた孫へのお小遣い。
- ・ 近所の人へのお中元や贈り物など
- ・ 入所施設を変更した際に，お世話になった旧施設へのお礼をどうすべきが迷った。勝手に支出できないので，何度か本人とお会いし話をしていく中で，お世話になった施設へお菓子でも買っていこうかと話したところ，表情豊かになり首を縦に振ったので理解してくれたと感じた。
- ・ 菩提寺との関係。お布施，寄付
- ・ 小学校入学祝として孫にランドセルを送りたい
- ・ 成人している無職の孫の運転免許取得費用を贈与したい
- ・ 成年被後見人の親族の冠婚葬祭の折に御本人が香典やお祝いをしたいという意思があった時又は意志を表せない方の親族から求められた時。
- ・ 保佐人の実娘から大学卒業後の1人暮らしのための生活資金を貸して欲しいと申出があった。本人も娘のことなので，貸したいという気持ちがあったため，家裁と相談した上で対応した。
- ・ 葬祭における友人等の手厚いお世話に対する謝礼の支払，不要な財産を処分する可否・時期（係累のいない単身者）
- ・ 身内に対する弔慰金の額について，本人（被補助人）申告の額が多少高いと思うことがあっても，地域の慣習等があり，判断に迷うことがあった。
- ・ 被後見人（80歳くらいの女性）の二男から，①寺の檀家費用を支払いたい，②被後見人の自宅から二男の家に仏壇を移したのだが，仏壇に生花をあげたい，と言われ費用請求された。他の事案においても，墓参りの費用，寺の費用などの相談は多いが，どうすべきか悩むことが多い。
- ・ 認知症の進行とともに，自分に対し親切そうな，親身になって話を聞いてくれる人に対し，自分が持っている，宝石やブランド品をプレゼントしてしまう行為があり，手元に無くなると，自分が必要でない物も買ってしまう。食事代などを友人の分も気前よく払ってしまう。そのような行為を狙って，親しくない人が親しそうに近付いてきていた。
- ・ 被後見人本人ではなく，家族からの金銭の要求があった。
- ・ 家族への援助が必要な場合は，どの程度かなど（実際は援助が必要でなかったのに，援

助していない。)

- ・地元のお寺へのお布施を親族から求められているが、本人は迷っている事例
- ・親族がこれまで「～のような支出をしていた。」と述べても、本人が実際にそのような支出をしていたか、判断できず、扱いに苦慮した(孫の入学祝いなど)。
- ・本人の親族等から本人名義で冠婚葬祭費を支出するよう指示を受けた場合、本人が支出を希望するかどうか確認するが、支出する対象者の範囲や額に悩むことがある。
- ・福祉施設から、血縁家族の家に泊まりに行くときに、誰にどのようにお金を払うか。
- ・親族後見人の不適切な支出を契機として裁判所の職権で選任された事案で、本人(家長)が扶養親族の生活費を負担している場合、例えば家族の旅行代等本人の判断能力低下がなければおそらく本人の財産から支出していたであろう費用であっても支出しないことに対し、本人の意向や地域特性、家族の今までの生活状況が無視している気がする。
- ・被後見人の親戚の葬儀の際の交通費や香典の負担の必要性
- ・介護施設に入っている方の事案です。お盆とお正月には帰宅して、親戚と会食などをしますが、その際、孫にお年玉や小遣いをやりたいので、その分を支出として認めてほしいと要求されます。
- ・冠婚葬祭費について、地方の慣習もあり、必ずしも必要なものか判断がつかねる場合がある。
- ・被後見人が世帯主であるため親族から相応の冠婚葬祭費を期待されることがあり、支出と額について悩むことがある。
- ・法要でのお布施の金額、墓の維持管理費用を誰が負担するかなど
- ・配偶者の葬儀等をどの程度の規模で行うべきか。
- ・本人が毎年支払っていた、地域の商工会に対する寄付金(毎年10万円)について継続するか否か。結論として、継続して支払っている。
- ・近くない親類の香典につき、本人の兄弟から「本家だから」という理由で多額の金品を支出するよう要求された。裁判所と相談し、適切と思われる金額を交付した。
- ・元々人に御礼をすることが好きで、できる限りのことがしたいという希望を持っていたが、手元が不如意のため、本人の意向に添えないことが多い。本人は財産状態を理解できないため、不満に思っている様子。
- ・田舎の慣習、風土から親戚付き合いも多く冠婚葬祭費が多いが、裁判所の理解が得にくい。
- ・親族間で続けてきた冠婚葬祭費が高い場合の対応に悩んだ(年2回の彼岸、お盆に各5万ずつ。その他、親戚が多いため、入学祝い、出産祝い、等冠婚葬祭費が年30万程度必要と親族の希望)
- ・収入の少ない実妹への毎月の支払い(本人の施設への週一回程度の訪問、本人自宅に無償で住む代わりに自宅の管理を行っていることへの「管理費」名目の支払い。補助案件)
- ・実の兄弟の結婚や出産などの祝い金などの額につき本人の希望額がわからず、本人の資産内容を知る弁護士と親族から意見を聞いたがそれぞれが示した金額が10倍以上の開きがあり相場が分からなくなり困惑した。
- ・無償で事実上の財産管理者から管理期間中の報酬を請求された。本人は法定後見人でもない親族が金品を要求したことにショックを受けたが、裁判所と協議をし謝礼金の支払いを行うことで対応してほしいとお願いされた。しかし相手から100万円程度の金額では納

得できないとして争いとなっている。

- ・自分に関する人の善良に対し、現金を渡してお礼をしようとするのを制止した。
- ・同居している家族の生活費について、どこまで認めるべきか。
- ・兄弟が代表して贈る、冠婚葬祭費用の上限。自費サービスによる、病院の付き添い費。不動産売却検討の際の測量費（売れるか、未定の際に）
- ・兄弟がお金を無心してきて、本人は「贈与する。」と言うが、簡単にあげる訳にはいかない。また、本人が謝礼として近隣の人に金品を渡してしまう。
- ・従前からの付き合いのある団体への会費の継続納入
- ・夫の位牌や墓参りの際の介護タクシー代は、被後見人のQOLを考えて支出しました。夫の遺骨は市役所預かりですが、永代供養での支出について検討している。
- ・埋葬供養のあり方について、菩提寺側とどこまで連絡調整してよいか。親族が行うことだが、親族が疎遠だったり、いなかったりした場合、成年後見制度の外の話であるが、埋葬供養はとても人生の中で重要な位置づけに思うが、宗教界も、成年後見制度を通じて、積極的に安らぎ社会実現に向けて、宗派を超えた協力をしてほしいと考えることばかりである。この点はこれからも、固く恒久的にお願いしたい。
- ・後見事案 後見開始直前に、甥に高額の車を買う資金を提供した。甥の誘導がかなりあった可能性もあるが、本人は贈与したと述べている。無効の主張の要否。他の親族は「取り戻せ。」と言うが、結局、無効主張せず。
- ・後見事案 親族が、これまで本人が希望してやっていたことだからということで要求、現時点では本人反応なし。
- ・お墓の管理費を支払うべきか悩んでいる。墓を継承する人がおらず、本人が死亡した時に遺骨などを納めることを親族がしてくれても費用負担をしてもらえないとは思えない。経済的にぎりぎりなので墓を保持すべきか悩ましい。
- ・孫の結婚祝に10万円出していいか。
- ・夫が死亡した時の葬儀費の支払いについて、長男（夫の連れ子、本人とは血縁関係なし、養子縁組にしている）と本人の意見の違い。保佐人として関わっているため、本人多少の判断能力があり、話し合っただけで了解された上で葬儀費用の支払いをしたが、「長男と保佐人が勝手に話し合いをして決めた。」と後で言われた。
- ・お稽古事の先生へのお歳暮を他の生徒さんと同様に贈るかどうかわ、認知症の進行を遅らせるための行動支援に対する謝礼について悩んだ。
- ・親族がお見舞いをするのに対して交通費の請求を強くされたこと。
- ・本人に配偶者などいないため、唯一連絡可能な甥の面会を楽しみにしている。しかし甥は、遠方に住んでいるため、交通費がかなりかかる。甥にはかなり負担のようだが、当職の判断で本人の財産から交通費の支出は無理のため、毎回心苦しく思う。
- ・収支が厳しい状況において、配偶者に対していくらの婚費を支払うか（算定表意上の額を希望しているケース）。
- ・生活に困っている子ども（成人）への生活費援助
- ・孫等に生前贈与をしたい。
- ・香典の額、遠方の葬儀に本人の妻が出席する場合の旅費の支出
- ・本人は今まで気前よく人に支出や贈与をしておられたが、減少していく資産の中でそれは難しいと思われる時に相手との関係性などを聞いたり、相手が求めているのではなく、

ご本人がどの程度そのことがしたいのかを考えて家裁にも相談し、家裁より本来はしないことだが、後見人判断に任せる、と言われて支出をしたことがある。

- ・精神障害のある娘二人に対して金銭援助をしたいとする高齢女性の援助を認めるか。
- ・本人が冠婚葬祭やお礼好きだった場合に、後見開始後も支出する際にいくら払うか
- ・入所施設や親族に対する贈与、寄付
- ・虐待者であった子の生活費の一部（光熱費等）を負担するか否かという問題が生じたときに、本人が「それぐらい出してやってほしい。」とおっしゃったとき。

。親戚の葬式に参列するため、香典や旅費として多額の費用を予定するが、実際に計算するとその半分でも十分だった。

- ・成人している息子の生活費を被後見人の財産から負担することについて（息子が職についておらず、同居していた（している）被後見人が扶養している状況。）

・遠隔地の兄弟の香典、本家の法要などそれまでの本人の生活状況や立場を考えるとある程度は支出を認めるべきではないかと悩んだ。

- ・孫の結婚や出産祝いなど、健康で意思能力があれば数十万円単位で渡していたであろう（審判前の前例から）場面で、当然ながら同じような出費はできないとき。

・資産高額の方でしたが、甥姪の入学祝等につき 100 万以上をこれまで支出されていた場合、本人は意思表示が不十分であったため。

- ・本人の父方の祖母が死亡し、葬儀一切を親戚（祖母の補助人）から執り行ってもらった。本人の母（離婚している為、葬儀には不参加）から、親戚への謝礼支払いの申し出があるが金額が決まらない状況。

・墓の改葬、永代供養墓の予約等、相続人もなく家族もない本人にとって必要であるが高額を要し悩んだ。

- ・本人死亡間際において、親族様に多大なお世話を頂いた場合における謝礼の可否（不可であると思われるが、世間常識からすると、交通費などの費用も発生しており、幾らかのお礼も考えたいところである）

・被後見人が夫の喪主を形式的に務めているところ、その際に香典をもらった親族の葬儀・法要等への香典等の支出。前成年後見人から、自宅の草取りや墓の掃除を行ったとして、実費＋労賃の請求を受けた

- ・成年後見人の子が知的障がい者であるため、生活費の援助を行うことについて、本人の希望が強いが、本人にもお金がない。

・脳梗塞で後見となった被後見人が病状が回復し、妹に 300 万円の自動車を買ってあげてしまった（送金後に発覚）。書記官からきびしく指摘されたため、被後見人に遠回しにつたえたところ、不満を感じた被後見人が当職の意見を聞かないようになった。なお、この被後見人は当時 7 億円を超える資産を有していた。新興国の株式が主体であったが、当職と意見が合わなくなり処分取り戻しが進まず、後に保佐移行後当職の手を離れたが、昨年再び保佐人として就任し、その後死去。在外資産は現在調査中であるが、おそらく 3 億円程度に減少しており、300 万円の贈与についての見解の相違の結果、リスク資産の保全が進まなかった結果、大きな損失を出している。

- ・ケアマネジャーや介護ヘルパーに対する謝礼
- ・被後見人となる以前からの交際関係が広く冠婚葬祭費の支出が過大（本人は継続を希望）、常識的範囲に収める調整を要した。

・新興宗教の信者であって布施等の支出が過大（本人は強く継続を希望）、常識的範囲に収める調整を要した。

・認知症の男性（90 歳代）の成年後見人の事例 同居している長男から親族の法事に対する社会的儀礼としての贈与金の支出を求められた。「一家の長が出すのが当然。」と言われた。

・生活費や冠婚葬祭費等の費用の相当性の判断

・当職が成年後見人に就任する以前に被後見人の財産を事実上管理していた親族から、同人の配偶者の死亡の際、暗に香典を求められた。この事案では、当職の就任以前、同人が被後見人の財産を自己のために使用していた経緯があり、不当利得として分割返還を受けている最中であつたという事情を考慮し、結局、支出しなかった。

・親族、近隣、知人等の香典、法事等の付き合いについて、本人の意思確認は明確にはできないが、元気な時はしていただろうと思われるものは、支出している。

・友人や兄弟が面会にきた際に交通費や謝礼を渡すことが常態化していた。

・被後見人が意思能力を喪失する前から、被後見人が特定の親族に不動産管理料等名目で金銭を支給していた事案で、当該親族から後見人に対し、同様の金銭の要求があつたケース

・破産寸前の家族に対する援助

・特養に入所中であるが、同じ施設の入居者には家族がいて、家族から時節には、職員等に対する贈答がなされているようであるが、被成年後見人には、家族や知り合いがいないため、施設でも当初さみしい思いをしていると聞いている（社交儀礼の範囲内で年に一度手土産を持参している。）。

・認知症の被保佐人（大阪在住）が、「東京にあるお墓参りに一人で行きたいので 50 万円持ってきてほしい。」と言ってきた。ヘルパーの同伴を勧めても、「本人は一人で大丈夫だから一人で行きたい。」と言うが、本人の求めに応じて 50 万円を渡すか。

同じ認知症の被保佐人が、「『広島にいる弟が生活が苦しい。』と言ってきたから援助したいので 50 万円持ってきてほしい。」と言ってきたが、広島の弟から連絡があつたというのが本当なのか、認知症による妄想なのかが分からない。

本人の求めに応じて 50 万円を渡すか。同じ認知症の被保佐人が、孫娘が結婚するからお祝いを渡したいので 50 万円持ってきてほしいと言ってきた。孫が結婚するのは本当の話のようだが、本人は 85 才で、預金は 1 5 0 0 万円弱あるが収支は毎年約 100 万マイナスである。本人の求めに応じて 50 万円を渡すか。

・過去、孫の結婚祝いに 10 万円あげていたので、裁判所の了解を得て、別の孫（親は別）にも同じ金額のお祝いを出し、親族間で不公平感が募らないようにした。

・成年後見人（姉）が義弟の代わりに祭詞をおこなっているとして、毎月のお布施やお供えやお花に多額の金銭を使い、法事のための成年後見人やその家族の帰省旅費を、成年後見業務の費用として支出した。成年後見人の財産に余裕がなかったため、資産にみあつたお布施とするよう指導するとともに、（成年後見人でなかったとしても、親族の法事等には出るはず等として）、成年後見人のみの旅費を事務費とし、成年後見人の家族の旅費を返金させた。

・後見人が被後見人の名で被後見人の父母の法事に出費する場合、監督人としてその支出額の相当性判断。

- ・死亡した成年被後見人の配偶者が特殊な宗教団体の会員であったため、その宗教団体の方式により葬儀を行ったが、葬儀にかかった費用が適正であったか否かの判断に迷った。
- ・(後見類型) 孫への合格祝い金。親族から今までの状況を確認し、収支も黒字だったため、家庭裁判所に報告して支払った(1人10万円×3人)。
- ・成年後見就任前に、被後見人が永代供養の申込をしていたお寺と、数百万円の永代供養の契約を締結するか否か。
- ・成年被後見人の親族から、成年被相続人の兄弟の葬儀の香典、亡夫や兄弟の〇回忌の法要の香典、毎年のお寺への護持会費、孫の大学入学祝い等の支出を求められ、支出に悩んだ。
- ・親族から「本人のために」、「〇〇家のために」といって各種交際費の支出を要望してることが多いが、果たして本人の意思に沿うのか。
- ・宗教で献金(カトリック信者)をされていたが、献金額を含め、継続するかどうか。
- ・親族が本人の見舞いの際に持参したお菓子代を後見人に請求された。本人としては、「お金を支払うからお菓子を買ってきて。」という気持ちはあるかもしれず、支払いに悩んだ。
- ・本人の子ども(唯一の相続予定者)への介護料の支払い
- ・本人が遷延性意識障害で施設入所しているところ、自宅で生活している本人の妻の生活費としてどの程度の金額を本人が負担すべきか。
- ・両親の墓を立てたいという意向を言われた際、墓地購入等に必要な費用(墓地購入のために費用支出した後も十分な視力を維持できる)は捻出できるが生活必需品ではなく、ところが両親に対する思い入れも無視できず、本人死亡後に金銭が残っても国庫に帰属するだけという状況で、支出するか否か迷った。
- ・葬式、火葬などの本来、専門職の職務ではないものをやむを得ず行う場合、親族の協力を得られない、墓の場所が分からない等の問題があれば、どこまで専門職がする必要があるのか、どのくらいの費用をかけるべきか等
- ・お墓の改葬と建立(約200万円見積額)について、家裁へ上申書で伺ったところ、社協の判断に任せるとの返事でしたが、検討委員会にて「お墓のことは後見人はすべきではない。」という見解にて、悩んだ末に取りやめました。
- ・本人の生活費以外に経済的余裕はないが、恋人にプレゼントをすること。
- ・成年後見で、本人の意思確認が容易ではない場合、親族(子ども)が、「本人(親)のため」「本人の意向」として、支出を求めてくることもある。親族としては、心の底から本人のためと思っていると思われるが、本人の価値観ではなく、親族自身の価値観で判断しているように感じられる。そのような場合、従前の生活を知らない専門職後見人がどこまでの判断をしてよいのか悩ましい。
- ・宗教の雑誌の購入のために3万円を支払うかどうか悩んだ。本人が認知症になるまでお参りにいていた宗教で、現在は認知症の進行によりお参りにはいけなくなった。宗教側から雑誌を自宅に売りにきているが、本人が進行してきている宗教であることや、本人に資産もあるので、雑誌の購入をやめるかどうか悩んでいる。
- ・本人が入院している施設への、本人の母の見舞いなどにつき、交通費を支給するかどうか。
- ・成年被後見人の孫の結婚祝い30万円。
- ・身内がいらないものまで買って(テレビ、結婚祝、香典)、その請求をまわす。

- ・法事の費用について、従前支出していた額が社会一般と比較して過大であった事案
- ・正月のおせち等家族全員分の食事代の支出、親族へのお年玉、礼金等の支出
- ・お寺の預骨料、維持費の滞納が判明。お寺から納骨堂購入と寄付を求められた。(お寺へ成年後見人の役割を説明し、滞納分のみ支払、その他の判断は将来的に相続人と相談をしてもらうことにした。)
- ・見張りの性格で、知人のお祝い等に分不相応な金額を支出する。
- ・同行支援が必要な高齢者(入所者)が、本人の希望する、遠隔地へ子と日帰り旅行をする場合、孫の挙式・披露宴に出席したいする場合、これを認めて良いか(福祉職の同行の確保の要否、実際の確保の可否も含む。)
- ・本人をサポートしている親族より、本人の生前戒名・永代供養に関する支出を打診された。
- ・本人の不在土地の草刈りを自主的にしてくれていた隣人へのお礼の菓子折代(定期的に草刈りの必要があると居住用不動産であり、本人の財産から支出していい性質のものだと考えたが、額に疑義があるので、当職が自己負担していた)、親族が本人財産から支出する被後見人入院中(療養型病棟)の病院への菓子折程度のお礼代支出
- ・夫が成年被後見人で、妻の交通費(夫の見舞含む)、夫が従前から希望していたという墓石の購入、孫への贈与、施設への入居
- ・後見開始前に、年に1回、家族旅行を兼ね、遠隔地にある先祖代々の墓にお参りに行く際、すべて被後見人の財産から支出していたが、後見開始後も、しかも専門家後見人が選任されているのに、支出することが許されるか悩んだ(被後見人の資産は大きく、家族全員での家族旅行費といっても、容易に支出可能な額であったため。)
- ・被後見人本人は入院しており、差入れやお見舞いなどに行った通常の身上監護(身の回りの世話)は主に妻に担ってもらってきたが、妻が毎月多額のテレビカード代を立て替えてあげてきたと主張して、テレビカード代の支払を求めてきた。確かに、被後見人はもともと郡部に居住していて、娯楽といえる娯楽がないため、スカパーなども契約し、テレビだけが楽しみの生活を送っていたので、テレビを取り上げることにつながるのは相当ではないと思われるが、あまりにも金額が大きく、不自然であった。
- ・被後見人自身はほとんど付き合いがないと思われる被後見人の配偶者の親族や知人の冠婚葬祭費について毎月のように請求された。
- ・家のリフォーム費用、家族が勝手に支出したと考えられる香典等。
- ・被成年後見人の子の内一人が生活に困窮している場合の生活援助(他の子から批判がある)
- ・被後見人(長男)は精神障がい者で在宅生活から施設生活へ。被後見人の兄弟が後見開始前から、長い間、生活や医療面での手助けをしてきた。兄弟から、冠婚葬祭を従来どおりに行ったりするのに必要な費用の支出を求められた。本人は、自宅に戻る見込みがないので、そのことに関心が薄い。なお、裁判所は冠婚葬祭費の支出には極めて慎重である
- ・息子が死亡していたので、その孫が不便な生活をしているために援助をしてきたが、後見受任後、それを続行させるかを被後見人の医療費も考えた上で決定してくか。
- ・本人は孫の名前も忘れていて、孫の様子も知らないのに、孫の親(つまり本人の子)が勝手に孫の結婚祝と称して30万円引き出したのに対して、5万円しか祝い金として認めないと言ったところ、孫の親から猛烈な反発を受けている。

- ・身寄りのない被後見人の永代供養
- ・本人の母親のお骨が押入れにいれたままだったため、納骨の場所を決めて納骨する必要があった。しかし、お墓もなく、関係あるお寺もなく、お寺探しから始まった。納骨の費用も数万円から100円代と幅が広く、将来本人の入る場所でもあるので、選択に悩み、本人の意志を聞いたが理解せず、答を得られなかった。そこで、民生委員・市役所（地域包括支援センターの担当者）・お世話になっているグループホーム長と相談し、グループホームから近く、費用も10万円と本人が負担できる額で納骨できる近隣のお寺を選択し、関係者と本人出席のもと、納骨した。本人は理解していなかったが、本人の意志を合理的に推測し、関係者の理解を得て、合理的に判断した。
- ・被成年後見人の子供ら（推定相続人）の仲が極めて悪く、生前も争いがあり、相続発生後のトラブルも十分想定される関係にあった。その中で、亡夫の代々の墓の老朽化（倒壊のおそれあり）による解体、墓の新設を行った。このときの費用を長男と折半したが、その費用は祭祀承継者がすべて出すべきであり、費用負担に問題があるとのクレーム。祭祀承継者は具体的に決めていなかったが、晩年夫との二人暮らしであったことや被成年後見人自身もその墓に入ることになることから、本人の意思を尊重し費用を折半で負担した。祭祀承継者を決めてから負担すべきであったのか。

4 借入

- ・第三者から本人に対し行われた貸金返還請求における和解の是非・内容の判断
- ・本人名義の土地建物があり、老朽化、在宅介護のためにも家を建て直したほうがよいと思われる場合で、息子が息子名義で家を建て替えたいという場合の、土地への住宅ローン担保設定をしてよいかどうか。
- ・後から判明した借金。「証書はないが本人は返す。」と言っている。
- ・本人の夫が行っていた事業の運転資金貸し付けを、事業を承継した本人の娘の夫から求められた。以前は貸し付けたことがあったという。現時点では、本人は全く反応なく、意思表示できないが、過去の経緯からすれば、貸し付けたであろうと推測される。ただし、保証人でもないのだから、家裁は否定。貸し付けせず。
- ・精神障がい者及び知的障がい者が知人からお金を借りしているようであるが、その借入が真実であるか、借入金額も双方に食い違いがあり、また、返済したくても原資がない場合。
- ・高齢者の場合で、成年後見人が付される前に多額な治療費の未払いがあり、成年後見人が付された後、その未払い治療費をどのように支払っていくか（市町村長申立てのように被後見人の原資が少ない場合にはとても困る。）。
 - ・賃貸マンション（被後見人の所有物件）のリフォーム工事代金を調達するための銀行借り入れ。
 - ・時効が成立しているのではないかと思われる借金の発覚時
- ・本人（成年被後見人）宛てに消費者金融から保証債務の履行を求める通知が届いたものの、本人からは本人と主債務者の関係、保証契約締結の有無の確認が取れない事案。
- ・多数の知人から小口の借金をしているが、金額等については明確ではなく、また、本人には返済の意思がまったくない。
- ・不明瞭な借入金の支払いを本人が強気希望されている。

5 福祉サービスの選択と契約の締結

- ・サービス施設の絶対的不足。本人収入に対し利用金額の高額
- ・福祉サービスについては、本人があまり望んでいない一方、認知症の進行状況を考えると増やした方が良いと考えるものもあり、選択に悩むことがある。
- ・有効そうなデイサービスの利用（在宅の場合）や、施設入居を検討するにあたり本人のためになる福祉サービスの提供があるか否かの検討・チェック等。
- ・独居生活要介護1，通常生活支援は居宅介護で問題ないのですが，本人の健康維持のためにデイサービス等を勧めるも，そんなところに行けるかで拒否されている。使える福祉サービスは利用したいのですが，本人の気持ちを大事にせざるを得ないかどうか，悩んでいるところです。
- ・本人の要求と家族の対応が衝突。本人は在宅生活を望んでいるが，家族は限界となっている。逆に，「子どもが高齢の親を在宅で生活させる。」と言い，本人も「在宅がよい。」という意向を示すが，必要な介護が行われているとはいえない。現在進行中で，ケアマネなどとも協議中。
- ・本人の経済状況により，居所やサービスの内容等の制限があり，本人の意思に沿うことができない場合があった。
- ・必要な介護サービス，本人の拒否で利用できていない。
- ・日中，一人でいることが望ましくないと後見人や支援会議として判断しているが本人がデイサービス等の利用を長年拒んできた。ただし，様々な経過の末，この数か月で進展し，今や「デイサービスが楽しくて仕方ない。」という状況に至った。
- ・独居認知症高齢者（被補助人）の生活を継続する見守り体制を作るために，これまで利用したことのない介護保険サービスの利用を奨めた際，つましい生活で暮らしてきた思いに反する支出を求めることになった。
- ・多額の資産を有する統合失調症の被後見人について，自宅で生活し，健康かつ満足感のある食事をとれるように専門の調理者と契約することを考えたが，身上監護分掌の後見人と意見が合わなかった。炊事については必ずしもヘルパーによる必要はないと思うが，福祉専門家の感覚ではそのような冒険はしにくいのであろう。
- ・福祉サービスは，担当者不在の場合が多く，財産の確認にも手間が掛かる。よって，後見人に選任された時点で契約を切るべきと思った。
- ・施設内での転倒事故により被後見人が足を負傷して歩行困難となった際，車椅子のレンタル使用を勧める施設と，自力歩行に拘り車椅子の使用を拒み続けている被後見人との意見調整。
- ・施設に入所中の被補助人につき，デイサービスやヘルパーの利用等
- ・ケアマネジャー交代（法人内異動）に伴い，前任者と後任者の考え方が異なり福祉サービスの方向性が変わり戸惑った。
- ・受任する前に介護サービスや居住についての契約の締結は済み利用されているのですが，介護度が高くなった時に今の施設利用が本人にとって快適だとは思えないが，施設は看取りまでする意向があり，どの時点で判断するのが適切なのか悩む。
- ・施設入所の知的障がい者の障がい者支援計画作成を，入所施設が運営する相談支援所の相談員に依頼すべきか，他の相談事業所に依頼すべきなのではないか考えた。

・制度が創設されたということで、入所先から誓約書を送ってくることもあり、制度の業務や理解にとっても時間がかかったことがあった。

・居宅介護（ホームヘルパー）を利用されているが、その回数について、御本人は他の高齢者との比較からもっと回数を増やして欲しいと希望されることがある。しかし、御本人ができることはエンパワーメントの視点から御本人に行っていただく（例えば居室の掃除、一室のみ）ことを支援の本質と考えており、回数を増やすことについては、慎重にしたいと後見人は考えている。後見人から御本人へ何度も丁寧に説明することで、現在は納得されている。

・福祉サービスの内容等について必ずしも十分な知識がないため、サービスを選択する際に適切な選択が出来ているのか不安がある。

・老人ホームの選定に際し、親族間で対立があるなかで、それぞれの親族から本人の陳述書が提出された。本人の意思能力が万全では無いので、陳述書の内容の信用性は乏しいものと考えられるが、さりとて、陳述書の存在自体を否定することはできないので、対応に困ることがある。

6 居所の決定

・本人の心身状況の変化により、退院後の生活の場が変わってしまう。本人の意向に沿った居住場所の提案。

・居所の希望について、そのたびに言うことが異なる人（前回の話に基づく調査が無意味になる。）記憶障害があり、親族間対立もあるためやむを得ないケースではあった。

・65歳以下ではあるが若くはない障がいをお持ちの方のケアが見込める制度的な居住系サービスを探すのが難しい。介護保険や障がい福祉の理念を考慮されずに需要に応じて商業サービス的な受け皿が増えているが、行政のその違いや問題点の認識との間にギャップがあり、質の確保が置き去りにになっている面を感じる。

・入居直後に「やっぱり気に入らないから引っ越したい。」と言われた。

・近親者からの居所移転請求。しかも、関係者の意思が一致しない。

・入居希望施設の月額費用を支払うと赤字になる

・在宅生活を希望しているが骨折転倒から2階アパート生活に保佐人として不安を感じ行政と連携し施設入所を選択しましたが本人の意思能力低下が顕著となり本人への納得いく説明できず本人も理解できない状態となったことに、安全を第一としてしまったのではないかと悩んでいます。ベッド上での生活となり発語もなくなったがリハビリを継続して実施していますが、本人に問いかけしても返事なくこのまま継続することが本人のためか疑問です。

・重度の認知症被後見人（単身）について、申立人（遠隔地）の希望のとおり施設入所を進めていいのか迷っている。

・収支に合わない施設から施設を移る場合

・自宅では生活できる状態ではないが、本人は自宅を希望していたが最終的には施設入所した。一人暮らしのため。

・体験利用をした施設への入所を希望していたが、入院中の方が戻ることになり、入所できなくなった。その事実を伝えると、精神症状に影響が出る恐れがあり、今後の居所の決定については、慎重に病院側と協議する必要がある（現在医療保護入院中である。）。

- ・本人は自宅生活を望むが、消費者被害に会うなど事実上、自宅生活が困難な事案があった。
- ・施設入所者で、自宅へ戻ることを強く希望しているものの、施設職員・福祉関係者や家族の意見が自宅での生活は不可能であるという意見で一致する場合に、施設での生活を継続してもらうことに対し、本人の意向を無視しているのではないかと悩む
- ・被後見人が小規模多機能型グループホームに転居される時、親族後見人は、居所を物的設備が新設であることを重視し、当職は居所での被後見人が精神面で充実できるかを重視したため（スタッフの対応、施設内イベントの有無、他の入居者との対話など）、意見が分かれてしまった（後見人の権限分掌はなし。）。
 - ・自宅か施設入所かの選択、移動の時期
 - ・本人は在宅生活を希望しているが、ケアマネジャー等は在宅生活は厳しいとの意見で、どこまで本人の意思を尊重すべきか。
 - ・本人が在宅生活の継続を希望しているが、自立した生活が困難となるなど、施設入所が相当な場合に施設入所契約を締結してよいかどうか悩んだことがある。
 - ・従前は妻と二人暮らしであったが、本人の体調ではなく、妻の体調が悪化したときに、在宅から施設入所へと居所を変えるかについて悩んだ。
 - ・限られた年金収入の中で最適な居所（福祉サービス）を選択し、契約するために悩みました。
 - ・本人所有の自宅（一人暮らし）があるが、自宅に居つかず「アパートを借りたい。」と言う。生活保護の受給者でもあるので、自宅で生活して欲しいが、過去の経緯等からどうしても嫌らしい。アパートは金銭的に難しく、障害の状態からも危険があると思うので、各関係者で説得してグループホームに入ってもらった。しかし、周りの人との揉め事が絶えず、やはり「アパートに出たい。」と言う。
 - ・入所する施設の選択に迷った。身寄りのない被後見人に希望を聞くこともできない。
 - ・本人は自宅で生活をしてきたが、十分な栄養が取れないことと、火事の危険があることなどから、施設入居が望ましい事例であったが、「どうしても自宅が良い。私の意思は尊重されないのか。」と言われ、被後見人の意思の尊重と被後見人の安全をどのように考えるべきかという点で悩んだ。
 - ・施設入居費の関係で、収支状況が大幅にマイナスの状況で、安価な施設へ変更する場合の説得に苦労した。
 - ・本人の収入の割に入所施設の利用料金の高さ
 - ・貸家に独居の本人のために施設に入所させようとしたが、本人は頑なに在宅を希望。
 - ・お金があまりない方の、生活維持のための親族（おい）宅への転居。
 - ・日常の予防注射の接種から、緊急時の内視鏡検査、危篤時の延命措置の是非等まで。
 - ・グループホームの見学に出向いたとき、本人から「なぜこんな所に俺を連れてきたのか。」と詰問されたことがある。この時は、介護老人保健施設から追い出されて、落ち着き先が決まらず、後見人としてはこれ以外に施設を単独で見学をしていた時でもある。
 - ・在宅（ゴミ屋敷）生活と継続したい本人と、在宅生活は難しいと考えるサポートメンバー（ケアマネ、かかりつけ医師、成年後見人等）との間で考えの一致にかなり時間がかかった。
 - ・脳梗塞発症・リハビリ治療中に大腿骨頸部骨折入院後受任した一人暮らし高齢者の後見

ケース。本人・親族は在宅復帰が困難と判断していたが、各医療関係者・後見人は在宅復帰可能と判断。情報提供等行いながらリハビリを実施し、選択する時間を設けることで本人に在宅復帰の希望が芽生え、関わりが少なかった親族も本人の頑張る姿を見て気持ちが変化し本人を支持・支援する意向となり、受任後 8 か月で本人の意思で在宅に復帰した。その過程で転医病院・老健の選択時どの病院・施設を選択するか悩んだが、情報を仕入れ本人と選択し決定したことが結果的に良い方向に発展したと考える。脳梗塞発症前の他者関わりは、本人財産を目当てに身の回りの世話をを行う者数人しかおらず、在宅復帰後それらの者が本人に関係と支出を求めてきた。関係を断ち切るべきか、適切な支出を行いながら関係を保つか本人と時間をかけともに悩み、結果的に電気工事を行う者以外の者との関係を本人が断ち切った（本人が選択した）。人間関係が少なく寂しそうである。ともに悩みともに決断した事例である

- ・要介護 1 で施設入所しており、そこがベストの場所か迷う。本人の意思、経済事情、病氣、介護体制、何を優先し折り合いをつけるか。

- ・居宅生活を続けている被後見人の方が、自立度の低下によりやむなく施設入所にせざるを得ない状況になり、残存能力の低下につながるにもかかわらず、生活の安定と本人の安全のために結果として施設入所としてしまった。本人の意思を尊重するという観点から、大いに悩んだが、今でもはたして良い決断だったのか自分の中で納得のゆく答えが出ていない。

- ・サービス事業者からは施設入所をすすめられましたが、本人は施設には行きたくないと拒否されたケースがありました。

- ・認知症高齢者：資産が乏しく、本人が望む在宅復帰も施設入所もできず社会的入院を続けている。精神障がい者：10 年以上前に精神病院に入院し退院は無理にもかかわらず、住民票住所を病院に移せない。解約した元のアパートに住民登録されたままであり、本人の今の生活・どこで暮らしたいかという意志と合わない。

- ・被後見人は在宅生活を強く望んでいます。身体的には無理なことですが、本人の意に沿わぬ施設生活をしていることについて悩むこともあります。

- ・自宅に帰れない状況で入所継続ですが、本人が自宅に帰ることを生きがいにしている

- ・在宅生活を望んでいるが、客観的に判断して、生活維持が困難な場合の施設入所

- ・金銭の問題で本人が望まない居所を選択せざるを得なかった。

- ・事故による精神障害のケースで、老健にいるが、合わない気がする。

- ・自宅での生活が困難になり施設を選択することとなったが本人の意思を確認することは困難だったので後見人が施設を決定した。ここで本当によかったのだろうか悩んだ。

- ・在宅生活を希望している被後見人に対し、支援者の限界と安全の確保の観点から施設入所を選択せざるを得ない場合。

- ・本人の意思を尊重して施設を変更したが、前施設の方に良く思われなかった。

- ・「自宅で暮らしたい」という自己決定を尊重するために、要介護 1 から要介護 2 へ区分変更をし、ヘルパーの入る時間を増やしたり、デイサービスに行く日を増やしたりするなど、こまごまとした工夫を試みている。町の常会費などを直接支払いに行ったり、ガスを使わない設定にしたりと地域の中で受け入れられる取組もケアマネさんとともにやっている。

- ・できるだけ本人の希望を取り入れた居所をケアマネジャーとともに見つけ出し、本人の

見学によって本人が納得した。

- ・本人以外の者（支援機関や行政機関も含む）の強い要望により、地域生活から施設入所を選択せざるを得ないケース。

- ・病院のソーシャルワーカーに転院先を任せていたら、精神病院に転院することになった（対応次第で問題行動はなくなる認知症の男性のケース）。

- ・居所の決定については、「そこしかない」状態のグループホームの数など、選択肢のない状況で居所を決定しなければならない状況。

- ・後見人には、居所の指定を決める事ができないと、社会福祉士会の受任者研修で聞いている。現在、認知症でアパートで一人暮らしの方を担当しているが、本人は認知症状はあるものの、自分のいる場所の理解はできる。認知症状があり、不衛生な中で生活を送っている。介護保険のサービス利用については、デイサービスなどの施設サービスは利用拒否が強く、訪問介護のみの利用となっている。その訪問介護の利用の中でも、掃除や洗濯といった援助に強い拒否を示すため、お弁当などの食糧の買い出し、下着が汚れている際の着替えの声掛け（これも拒否が強い）など、在宅生活については一人では難しい状態にある。そのため、施設入所が望ましいと思うが、施設入所は拒んでいるため誰の判断でいつのタイミングで施設入所につなげて良いのか悩んだことがある。幸い、入院をきっかけに入院先の医師から在宅での生活は難しいため、退院先については施設に向けて調整をしてほしいとの意見を頂いたため、その事をきっかけに施設入所について申込みを行っているが、病気療養中である本人に退院先が自宅であったアパートから施設になるという事を切り出せずにいる。

- ・在宅生活から施設入所が変わった時、本人の意思が十分確認できなかった。市営住宅からグループホーム、民間のアパートから特別養護老人ホーム。いずれも認知症が進行し、本人の意思を充分確認できなかった。

- ・知的障害と糖尿病（インスリン注射が必要）があり、入院中（精神科）。本人は退院したいが、病院側からまだOKがでない。同法人運営のグループホームでも困難とのこと。地域での生活をサポートするのは、入院よりももっと多くの支援者が必要である。

- ・精神病棟から特別擁護老人ホームへ居所を移すことの可否（家族の希望と医療面でのリスクとバランス）

- ・在宅の被後見人が入所したほうがよいのかどうか、本人や家族の意思の調整に悩んだ。

- ・本人は「家に帰りたい。」と言うが、現実に在宅での生活が厳しい場合

- ・胃ろうを造営した認知症高齢者の方がグループホームに居られなくなったので、介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等、どこで生活していくか。

- ・推定相続人の意向に反して、本人の資産に見合う手厚い介護の受けられる施設に入所するとき

- ・グループホームに入居したいとのことで、医師も賛成したが、資力の点で不足していた。精神疾患があるため、国立の精神病院から私立の精神病院に移らざるを得なかったが、本人が「気がいい病院」と呼ばれているところに入るのは嫌だと主張した。

- ・在宅、独居事案で、火災リスク・転倒による骨折リスクなどがある中での、在宅継続希望について。在宅事案は通常在宅を希望されるのがほとんどだったので、色々と工夫としながら意思尊重により在宅継続をしたのがほとんどである。欠食などにより路上で転倒・脱水症状により生命の危険がある場合については、御本人を説得して、体験入居などから施

設入居に移行した。

- ・本人がアスペルガー症候群のため、周囲の音に非常に敏感であり、静かな生活場所を求めている。しかし、居住している地域に入所可能な施設がなく、入退院を繰り返している。

- ・病院→老健→特養に入所となったが、生活保護のため、選択肢が限られ特養も数箇所申込んだものの、順位が早いところに入所という流れにより、本人に合った場所であったのか悩む。

- ・在宅の被後見人の自宅が非常に老朽化して、雨漏りがひどく、2階は水がたまって利用できないほどになっている。危険なため、施設や賃貸への入居を説得しているが、本人は住み慣れた自宅での生活にとってもこだわっており、その話になると、怒って声を荒げたりする。自宅に近い地区で賃貸を探しながら、お話を継続している。

- ・要介護1であるからなかなか特別養護老人ホームが回ってこないが、本人の失禁が凄くて、とてもケアハウスで訪問ヘルパーを依頼しているだけでは足りず、何とか特養に入れたいケース。

- ・高齢で障害のある被保佐人で本人が独居を希望していたので持ち家で独居をさせていたが、金銭的な問題で十分な介護サービスを受けることができず、持ち家を売却して施設入所を進めることができなかった。結局、本人が体調を崩して独居が困難になったために施設入所となった。

- ・現在は60才をすぎ有料ホームに入居した本人であるが、精神障害のため入退院を繰り返し、病院も何年も長期に入院することはできない施設を探すようにとの条件付で入院していた。独居は不可能。50才代の時には入所できる施設もなく、自宅マンションにヘルパーを毎日2度訪問してもらうようしていたが、数々のトラブルもあり、その対応に悩んだ。

- ・通事故により高次脳機能障害を負った被後見人であるが、事故前は公営住宅での一人暮らしで、国民年金の保険料の支払いもしていないような生活状況であったので、障害年金も受給もできず、得られた交通事故損害賠償金のみでの生活となる。そこで、住居について、施設への入所と息子夫婦の自宅の増改築による同居（息子夫婦による介護を受ける）との選択となったが、本人の意思（家族での生活を望むであろう）を推認、考慮して、裁判所と相談の上、介護用に息子夫婦の自宅を改造してそこを住居とする判断を行った。

- ・介護認定が要介護3から要支援1になったことに伴い、特別擁護老人ホームから退去せざるを得なくなった。しかし、本人の年金収入が130万円ほどで、ほかに資金もないことから軽費老人ホームに入ることになったが、月10万円ほどの施設を探すのに苦労した。

- ・セルフネグレクトが強い本人にもかかわらず、施設から家に帰りたい

- ・グループホームに入居していた頃、当該施設が閉鎖されることになった。退去と転居について、頭を悩ませた。

- ・居所の決定について。本人が施設入所中であったところ、以前に本人と同居し本人の世話をしていた次女が統合失調症の影響と思われるが、施設に対して合理的とは思われない不満を述べ、本人を施設から連れだし、同居を再開。最終的には次女が入院したことから、本人は、以前とは異なる施設に入所して、決着した。それまでの間、長女の協力を得て、見守りを続けた。

- ・①病院、②施設（具体的にどの施設にするか）、③自宅（どのような福祉サービスを利用するかなども含めて）について、本人父親の介護方針として子ども数名の間で激しい対

立があったケース（結論として、後見類型であるが本人が意思表示を明確にできたので③を選択した、また、具体的にどのような福祉サービスを利用するかは、本人の意思を踏まえて主として現場で介護を担う子どもの意思を尊重した）

- ・施設入所したが従前の住居への帰宅願望・執着心が強く、処分すると精神的に不安定となるため処分に至ることができず、維持管理費用を継続支出中（収支面では問題なし）

- ・ほとんど寝たきりで入院中の本人が自宅での生活を希望していた。自宅は老朽化しており、介護ができない状態であったため、新たに家を建てることとなったが、費用が多額になることから悩ましかった。最終的には自宅を建築し、そこに居住しているが、一月のうち2週間程度はショートステイを利用しており、自宅の建築がどこまで必要だったのかと思っている。

- ・本人は自宅での生活（在宅介護）を希望していましたが、徐々に認知症が進行し、自分で買い物ができなくなる、賞味期限の切れたものを食べてしまう、自宅の場所が分からなくなる（帰れなくなる）などといった症状が少しずつ現れてきました。ケアマネジャーやヘルパーからは、本人の希望（在宅介護）を叶えてあげたいと言われ、ギリギリまで在宅介護を継続してきましたが、火災等の重大な事故に至らないか、常に心配をしていました。最終的には、ケアマネジャーやヘルパーから「これ以上の在宅介護は危険」という意見が出て、施設への入所となった。

- ・被後見人の知人から、本人は「延命治療は希望しない。」と話していたとのエピソードを把握していたが、本人が経口摂取できなくなり医師から三つの医療処置の選択肢の説明を受け、医師と話し合い胃ろうを選択した。その選択は、本人の思いに添ったものだったのかと思う。

- ・長期入院、退院在宅生活が見込めないケースで本人の意向に反して、アパート解約、家財の処分をしなければならなかったとき。

- ・本人が自宅でこのまま生活したいと言ったり（現にこれまで2回施設に入所したが出てきてしまった）、ここ（自宅）で一人で生活することはできないので、どこか施設に入所させて欲しいと言ったり、気持ちがコロコロと変わるため、どうしたらよいか迷ったことがあった。

- ・どこでの（どのような施設での）生活を望んでいるかという問題については、まず本人の考えを聞いて、介護保険外のサービスの利用も含めて、サービスの利用等によって本人の望む生活が実現できないかを検討している。

- ・知的障害のある被補助人のケース：ご本人は在宅生活を希望されるが、実際は生活破綻しており、福祉支援者は施設入所を求める場合。

- ・知的障害のある被補助人のケース：交際中の女性と同居するために遠方の県へ転居し、本人は帰らないと意思表示されたが、遠方の県では家もなく福祉資源もないため、本人の言う通りに他府県での生活を支援するのか、帰ってくるよう説得すべきか悩んだ。

- ・自宅で独居生活を送っていたが、体が不自由でよく転倒しており、入院もその都度であったので施設に入所したが、自宅に帰りたいと切望する。独居生活には24時間介護程度が必要であり、費用の面からも躊躇している。

- ・自宅での生活ができると思い、支援してきたが、電子レンジに薬缶を入れたり、タオルを入れて火災になる寸前であった事故が起き、在宅での生活は困難ではないかと支援関係者は概ね意見が固まってきている。その中で、本人の意向をどこまで支持すべきか、支持

できるか。

・本人（一人暮らし）が自宅に住み続けることを強く望んでおり、転居を嫌がっていましたが、認知症の進行により、ヘルパーさん等の日中の見守りだけでは危険な状態となっていた。冬場だったこともあり、火の消し忘れから火事が起こる可能性もあり、本人の意思に反して、転居してもらうことになった。

・現在本人が入所している施設の費用が高額で、収支が赤字になっている。本人及び親族は、その施設が気に入っている。このままいつまで当該施設に入所し続けるか。

・従前本人が居住していたエリアに近い有料老人ホームを選ぶべきか、身上監護を行ってくれる弟の妻が居住するエリアから交通の便の良いホームを選ぶべきかという点。本人が意思疎通が不可能だったため、弟夫婦から本人の従前の趣味嗜好や状況をヒアリングし、弟夫婦の意向も踏まえ、結果として、従前居住エリアの近くを選んだ。

・精神障害の被後見人が、身上看護受託者の施設近くのマンションではなく、被後見人に対する視線の厳しい実家（広い一戸建て住宅）で単身にて生活することを強く希望し、実行している。近所とのトラブルが生じないように、様々な支援体制を組んでいるが、ハラハラする毎日。

・聴覚障害のある本人。近時、病気で永久気管孔を造設した。現在は医療対応に長けた住宅型有料老人ホームに入所しているが、手話対応可能なスタッフがおらず、入所者にも手話を使う人はいない。自治体から手話通訳の派遣を受けたり、手話対応可能なヘルパーを手配するなどの対応をしているが、本人は日常的に手話で会話したいとたびたびもらす。健康状態も比較的安定してきたため、聴覚障がい者のための特養（ただし、医療対応としては、現在の施設よりは劣る。）への入所を検討するも、結局、本人はこのまま現在の施設でよい、との意向を示した。この本人の意向に沿って現在は様子見であるが、現在の施設が本人に一番ふさわしいかどうか、判断が非常に難しく、積極的に転所を説得すべきなのかどうか、保佐人としても悩みがある。また、かなり理解力のある本人ではあるが、双方の施設のメリット・デメリットを正しく本人に理解してもらっているかどうか心許なく、伝え方の難しさも感じている。

・気になる案件を抱えています。幻聴障害をかかえる60歳の男性（被後見人）。身寄り無し。一人暮らし。遠縁の又従兄弟（同年代）が、半年ほど前から被後見人宅で同棲するようになった。又従兄弟は、被後見人の財産を費消して生活し、ときおり暴言を吐く。見かねた市が、被後見人を緊急保護し、後見人選任申立。当職が後見人に選任され、本人と施設で面会すると、「又従兄弟が心配している。早くもとの家に戻りたい。」と言う。市、当職は、もとの生活に戻ることは、金銭面、精神面で良くないと説明するが、「大丈夫。一人の生活よりもずっと良い。」と強固な態度。結局、高齢者二人での生活をあわせて見守ることになったが、後見人業務の難しさを痛感した。

・現在利用している施設の料金が支払えない。より安価な施設に移るほかないが、本人は非常になしそうであり、それを見た家族が元の施設に戻してくれと言い、後見人が悪者のような扱いになっている。

・（後見類型）被後見人は自宅にいたいと主張するが、親族が危険だからと施設入所を望んだ。親族と被後見人、後見人との関係性を良好に保つことを優先し、被後見人を説得し施設に入所させた。

・成年被後見人が、自宅があるにもかかわらず、他市のアパートへの引っ越しを希望し、

引っ越しを了解するか悩んだ。

- ・知的障害のある被後見人はグループホームに居住しているが、近くにある実家が空き家となったため、実家で一人暮らししたいと言っている。遠方にいる親族は、近隣住民の間で火の元の不安が生じることなどを理由に反対意見。一人暮らしのため福祉サービスを導入すると、収支が赤字になるおそれがあることも懸念事項。

- ・サービス付き高齢者住宅に入居したところ、本人が環境や人間関係に反発し、徘徊が増え、老人ホームに施設を変更した。

- ・同居の家族が、日中一人になってしまう被後見人を安全面からグループホームへ入所させたいが、被後見人本人の意思が「家で生活したい。」というものであった事例。

- ・Aさん（男性、70代後半、知的障害、認知症、双極性障害）は、精神病院入院中から自宅へ帰りたいとの要望が強かったが、主治医の反対（服薬管理等の懸念）、高齢在宅サービスの不安、親族の反対等があり、代案として福祉施設を毎月見学と自宅一次帰省を併せて1年間余実施する。徐々に福祉施設での暮らしのイメージが本人の中にできてきたのか、本人の意思により、この4月で福祉施設入所となる。一方で、現在も自宅での暮らしを諦められたわけではなく、引き続き、定期的に自宅へ帰り、家の様子を確認していくことにしている。在宅生活の可能性があるのではないかと、本人の気持ちに十分寄り添えているのか（例えば、電話、ガス、水道、電気等も解約されることを躊躇しており、在宅生活をしたいと要望はあると考えられる。）支援者ペースで進めてしまったのではないかと、迷いをひきずっている。

- ・被後見人の親族が遠方（県外）に住んでおり、親族の近隣施設に被後見人を入居させるよう求められた。被後見人は後見状態となっても県内に住むことを望んでおり、親族には介護の経験がなかったため、県外に被後見人を移すことは不相当と思われたが、親族との折衝が困難だった。

- ・居所の決定については、本人の財産状況、福祉サービスの状況等を考慮しながら本人と相談し決定するようにしているが、時間がかかりすぎるため、施設等の空き室がなくなってしまう。

- ・長期入院中の独居老人。退院して自宅で再び生活することを強く希望している。客観的には非現実的、退院の見込みすらない状況。特別養護老人ホームの入居申請手続きを行う一方で、本人の意思を尊重し残り少ない財産の中から家賃を支払い続けている。

- ・利用中の入所施設に不満があり退所したいとの意思表示に対して、100%尊重するのが良いのか悩みます。また、退所して自宅に帰る望みを捨てていない本人に対して、周りの支援者は在宅は無理と言うが、本当にそうなのか、本人の意思を尊重して在宅生活に向けて調整すべきではないかと悩む。

- ・ケース1：90代男性で、認知症。ADL問題なし、妻が浮気をしていると思込み暴力を振るい、包丁を振り回したため、精神科に保護入院された。しかし、冷静になると「自分が悪かった。家に帰りたい。」と懇願されたが、80歳の妻一人が住む自宅に帰ってもらうことはできなかった。

- ・ケース2：80歳代、女性、統合失調症、過去に希死念慮あり、そのため2回精神科に入院。娘らが母の様子が変わったと思込み、後見人と施設に相談なく精神科に入院させる。後見人が連絡を施設から受け、主治医と面談し、本人の意向確認「施設に帰りたい。」と行い入院取消しとなった。

- ・施設入所の際、中々入所できないので、空いているところに決めなければならない時がある。
- ・本人が子に自宅で介護を受けている状況で、子は本人から高額介護報酬の支払いを受けている（勝手にとっている。）状況において、本人の財産を守るためには、後見人において介護施設の利用を検討した方がよいが、本人は子に介護してもらうことを希望しているため、結局そのままの環境を継続させることにした。
- ・入院中の被後見人所有の不動産を前後見人が利用し、被後見人に退院可能性が生じた際のその居住先。
- ・本人の財産状況に照らすと、高額と思われる施設への入居を強く希望された。本人の不動産（居住用ではない）を処分し、費用を捻出した。
- ・自立生活ができない被後見人の生活の場所として、福祉施設等での生活が余儀なくされているが、それは本来の被後見人の希望とは異なる生活ではないのかと考えてしまう。
- ・以前グループホームに入居していたが、他の入居者とのトラブルになり、別の高齢者マンションに移らざるを得なかった。

7 医療行為

- ・ペグ造設
- ・胆管癌の手術を受けさせるか否かの判断を求められた。
- ・医療行為。医的侵襲行為についての同意権がないとするのが現行法の立場であるが、特に親族がない場合には法的な権限がないにも関わらず同意を求められ、結局本人の状況等を見て自分自身の判断で同意をせざるを得ない場面がある。
- ・終末期医療に対する本人の考えが全く不明な場合の対応
- ・医療機関から同意を求められるが、求めている側がが意味をしっかりと理解していないことが多く、同意とは?の説明が必要になる。逆にその点をしっかりと考えられている医療機関とはスムーズに連携がとれる。
- ・本人が意思表示できないときは医師の判断を参考にして同意することもある。
- ・被後見人が精神障がい者であるが医療行為の拒否
- ・医療行為については、近親者等とすぐに連絡が取れない場合がある。特に、毎年の感染症予防にかかるワクチン接種の同意については、同意ができなくても他の入所者等に迷惑が及ぶ場合も考えられ、権限がなくても実質同意せざるを得ない状況がある。
- ・「治療の同意がないと入院できない。」と言われた。
- ・医療同意権が後見人にはないが、家庭裁判所に確認しても明確な回答が得られなかった（文献のコピーを渡されて自分で判断するように求められた。）。
- ・医療機関から手術（開腹手術）の際に医療行為の同意を求められ拒否したが、手術は行われ、無事退院した。施設や病院に入所している方が、親族の冠婚葬祭の際にどの程度まで応じればいいのか、判断に悩むことがある。
- ・手術、検査など、本人の治療や検査結果により他の治療や手術が必要となり同意が必要となることが起きることが多い。家族、親族がまったくいない場合、またいても所在不明の場合がある。本人の意思確認、理解を求めることが難しいことも多くなっているのが現状である。医療側に、後見人が医療同意ができないことを説明しておりますが、後見人に同意を求めてくるが多々ある。その場合は、医療福祉の関係者とともに医師より説明

を受けて自分の名前の記入ができる場合は本人が同意書に記入するという方法をとってきた。これからは医療同意について全く家族、親族もおらない方の場合のみ関係者とともに説明を受けて後見人が医療同意ができる仕組みをできるようにすることを希望する。

・手術時の判断

・生死に関わる余命の問題として当該医療行為を選択すべきか否かは悩ましいものである。また、社会的儀礼として相当な金額としても、冠婚葬祭費や謝礼については、その支出の有無と額について悩ましい。さらに、借入については、借入の事実と金額を認定すること自体が非常に難しいケースもある。どのように本人の意思を尊重すべきか、そもそも意思疎通ができない以上は、何をもって本人の意思の尊重となるのかをいつも考えざるを得ない。

・緊急時の手術（死の危険あり、必ずしも治癒の可能性高くない）、胃ろうの決定

・癌発症による切除のための医療行為（本人の意思不明）

・親族がいない、もしくは親族も被後見人の場合、医師の言葉での説明は受けたが、同意書がないので、医師の判断に任せようとした。

・白内障の手術を勧めるが、本人が拒否する。ほとんど目が見えていない。

・医療行為については、本人の意思尊重が基本ですが、病院からは家族の意向を求められることがある。後見人として医療行為に関してどうすべきか判断に迷うケースがある

・施設入所している被後見人が進行性疾患で手術必要になった。施設側が同意書にサインしてくれたから、手術できたが、今後このようなケースがあった時に施設によってはサインしてくれない所もあると思うので…。

・医療行為に関しては、緊急手術や延命するか否かの判断を迫られた際に、対応できないことができない点、現在受任している被後見人がそのような事態となった時に対応できないことが予想される。

・同意できないことは理解されてきている。金銭搾取していた親族が、延命を望まない時に説得できなかったことやその権限がないことに悩んだ。

・話ができた時に聴きとった意思を医師に伝えることと、聞き取れていないことは、医師の判断にたよるしかなかった。

・心臓疾患の精密検査（カテーテル検査）の実施

・86歳で褥瘡の手術を受けることについて、医師は「高齢を理由に手術は積極的には勧めない。」と言ったが、菌を残しておくことについて本人の意思が聞けないので悩んだ。

・後見事案。医師が行おうとしている医療行為について、本人は理解できず、痛いのは嫌だという反応。必要な医療であることは明らかであるので医師の裁量に任せるしかない。また、点滴を抜いてしまうということで拘束をせざるを得ないとき。さらに医療保護入院については、悩むことが多い。

・胃ろうの造設時に医師から同意を求められた際に、良くしていただいていた医師だったので、断るのに苦労した。

・医療においては治療の同意を求められたり、施設入所契約時に関しては本人の意思が問えない時の救急隊にどのように延命処置の希望・内容についての意向回答シートにサインを求められたりすることを強く求められたりして説明しても理解が得られず実際に困った経験がある。入院をきっかけに居所を変更する際の本人の意思を鑑みることの難しさも感じている。

- ・虐待保護されている被後見人に対する医療同意について親族同意が得られない。
- ・入院している後見のケース。状態が悪くなった時の医療に関する同意を求められた。被後見人からの意思を確認したいが、発語もなく開眼も見られない完全な植物状態で親族もいない。後見人として就任してからの日も浅いときに、健康な時における被後見人の生活に関する考え方等をヒアリングすることが出来ず、客観的な判断しかで進めるしかなかった。
- ・大腿骨頸部骨折に対する手術の要否
- ・癌告知を受けて治療をするかどうか。
- ・身寄りのない被後見人について、胃瘻ができず点滴のみの状態となって、緩慢に死亡に向かったことがよかったのか疑問が残る。被後見人が延命等に消極であったかどうかの判断資料はまったくなかった。
- ・インフルエンザの同意を求められることもあり、その都度、後見人が同意することはできないのでということを施設側に説明をしているが、インフルエンザの注射に関しては、悩むところではある。
- ・医療行為について、医師から「手術が必要」と言われたが、同意できない旨を伝えた。且つ、本人の意思の確認ができなかったため、手術はできなかった。
- ・病院に入院中の本人。経鼻栄養を外すため、経口摂取のリハビリを試みるも、歯周病がネックに。病院から歯科治療を勧められ、病院の相談員等とともに本人を説得し、一度は本人も同意。当職も治療に同席して励ますなどしたが、結局口を開けるのを嫌がって治療を拒否するようになってしまった。
- ・身寄りのない本人。病気で手術を受け、その後別の病院に移ったところ、入院時の面談で、万が一のとき、延命治療に同意するかどうか、主治医から当職に質問された。手術の予後も良好で、本人に差し迫った状態はないので、非常に困惑しつつ、とりあえず当職には医療行為について同意権はない旨説明したところ、それ以上は尋ねられなかった。ただ、本人には身寄りがない以上、将来的に延命治療に関する選択を迫られる可能性は十分ある。ある程度理解力のある本人なので、本人の意思・希望を聞いておきたいとは思っているが、延命治療という重たい問題、しかも、現在差し迫っているわけではなく、将来の万一の場合、ということについて、本人に正しく理解してもらうのは非常に難しいと思われ、どう話を切り出して良いか悩み中である。
- ・くも膜下血腫が見つかった際、主治医に手術を勧められた。被後見人は病院にかかること自体が嫌いな方で、被後見人の母親も手術はできれば避けたいとのことだった。医師の説明によると、血腫によって認知症が進行する可能性もあり、手術自体は難しいものではないとのことであった。被後見人の精神状態が安定していなかったため、落ち着くまで様子を見ることになり、その間に血腫による症状も治まったので、結局手術は見送ったが、あのまま血腫による症状が治まらなかったら、どう判断すべきだったのか。
- ・一度統合失調症と判断されたが在宅で問題なく生活できている被後見人が、治療を継続するかどうかという問題。
- ・医療行為の負担→管をつける。ベットへの拘束。
- ・手術の同意、署名を求められた（手術日は県外の家族が病院へ来る予定だったが当日来られなくなった。結果的に県外家族の承諾をもらい県外家族の書名を代筆で行った。手術には成年後見人のみ付添った。）。

・入院中の本人への医療行為について。看護師より急変時、どこまで対応できるか質問された。親族と疎遠だが、後見人の手紙のやりとりはできるため、医療行為についての事前指定書のたたき台を作成し、病院とやり取りして完成したものを親族（KP）へ送付し、指示してもらう予定。

・手術の同意が後見人の任務ではないのかと医師に迫られたが、裁判所と調整の上、同意を断ったことがあり、同意は親族にもらってくださいと回答したことがあった。

・緊急時医療行為の同意事項について、後見業務に協力的な親族（後見申立人）が「私は兄弟と争っている関係である。後で何と言われるか分からないので、同意も不同意も出来ません。後見人である先生が署名してください。何のための後見人ですか。」とやってきたため、迷った。結局、医療機関の説得により、どうにか署名をもらった。

・虐待の事例で、本人を病院へ入院させて保護していたところ、生命に危険がおよび医師から相談されたが、後見人の立場を説明し、医師の責任で処置していただいたが、その時は治療ができて上手くいった。

・本人とのコミュニケーションがほぼとれない状態の方で、終末期医療をどうするかという意向の把握がまったくできず、病院からは胃ろう等をするかしないか質問されて、回答できなかった（医療同意権がないと説明しても、病院側は成年後見人の意向を確認したがる。）。

・親族から虐待を受けたために特養に避難した老人の賃借マンションを明け渡す際、多くの家財道具や衣類等を廃棄しなければならなかったため、どれを残すか、廃棄するかを確認した。

・終末期医療の在り方

・認知症高齢者。胃ろうや危篤時の人工呼吸器等の応急処置。後見人には医療同意権がないので医師の判断に任せるが、延命など本人の意志の尊重が難しい。

・身寄りのない被後見人が、末期の状態、輸血や延命について医師から相談があった場合。

・被後見人は、長期入院中の精神病院（30年以上入院中）での生活が安定しており、仲の良い異性の友人（彼女）もいるところ、透析の必要性が生じたことから、透析のできる病院に転院するか否かについて。被後見人本人は、主治医から透析のため転院がベターとの話を受けたが、当初は転院したくないとの意向であったため、後見人は本人の病状悪化を懸念しつつも無理に転院させることは本人のQOL上、好ましくないと考え、被後見人の意思を尊重していた。その後、被後見人が主治医から重ねての説明を受け、本人が転院を希望することになったため、すぐに転院をすることになった。

8 その他

・何が本人にとってより良い選択となるのかを判断するためには相当の時間をかけて接する必要がある。

・精神科病院からの退院など、本人が自発的な働きかけをできないでいる場合、どこまで後見人が動的に判断場面を拾うべきなのか、本人の人生の中には静的な財産保全ではない意思表示場面が多々あるが、ある意味線引きが難しい。

・被後見人の意思がはっきりせず、何を望んでいるか分かりにくい時がある。

・かつて虐待していた子どもとの面会。

- ・虐待案件において、虐待者である養護者との分離をすべきかどうか。
- ・葬儀のやり方、死亡時に連絡を取る人（喪主になるような近しい親族のいない場合）
- ・本人の財産の処分（事実上農業経営が不可能になった農地の売却代金の判断）
- ・項目として最期の迎え方を確認しておきたい（本人が判断できないときは、親族に聞いていかなければならない。）。
- ・身元引受人や保証人という欄に署名できないことを毎回、説明してしつこく了解して頂く。また、近くの病院は、身寄りがないといっても家族がいない人は引き受けることができないと断られるので、その時は相談にのってくださいと入所施設から言われている被後見人を受任している。
- ・身寄りがなかったり、親族と疎遠になっている時。
- ・死後の事務
- ・入院すると保証人、身元引受人の氏名等求められるが家族等のいない場合
- ・御本人について、本人のこれまでの生活状況から推して本人に大まかに説明し、合意ですすめているがまったくの本人の意思か迷う場面がある。後見人が想定している一面について悩む。
- ・本人が受領を拒否し続けていた保険金を受領した（満期保険金で証書上金額も明確なものであった。）。
- ・生前葬儀契約を締結すべきかどうか。
- ・細かいことだが、服や帽子を買いに行って好きな色や形に悩むなど。
- ・自宅が借家だが、老健施設に入っていた。その後生活保護を受給すると、借家契約を解除する様に生活援護課から求められた。すると住所が無くなり、介護保険が使えなくなる事態に遭遇した。
- ・本人の意思が強い場合、より良いと思われる選択をせずに本人の意思を尊重することを躊躇する。
- ・医師（主治医ではない）の診断書が後見相当となっていたため、後見人に選任された事案で、実際に本人に会ってみると自己で財産管理をし、公共機関を乗り継いで月に数回病院に1人で行ったり、車の運転をしていたりして、判断能力が十分にあるように思えた方がいます。本人は自分の知らないところで後見人選任申立てがされたことを知り、なぜ自分に後見人がつき、財産を管理されなければならないか困惑しています。本人は浪費癖があるため計画的に使うよう財産管理のサポートは必要であるが、このような目的は後見制度の趣旨に沿っていないので、このまま後見人として続けるべきか、後見取消をすべきか悩んでおります。現在、主治医の診断待ちでその結果を見て、裁判所と相談する予定です。
- ・ある被後見人の事例、入院に際して医師から、「延命治療をするか否か。」の返答を求められたこと。現在の被後見人も同様の状況になることが予測される。実子は知的障害のため入所中（当職が後見人）であり、その判断が可能の様にも見えるので判断を委ねるか、あるいは遠方に居住する甥にそれをしてもらうのがよいか迷っている。
- ・本人が大好きな大昔の演歌歌手のカセットテープ（CD ではない）を希望されたがなかなか探すのに苦労した。
- ・施設に入所時に、「みとりの同意書も提出するように。」と言われたこと。
- ・現実的には仕事（自営業）の復帰が不可能にもかかわらず、それを認識・理解していない被後見人につき、仕事のための備品、原料等の処分を行う必要が出た事案

- ・本人の意思が明確でなく、後見人が判断したことが、本人にとってどうかということ
- ・被後見人の死後の事務について、葬祭執行者が居ない場合、葬儀等を執り行わなければならなくなった時に、経費の支出額について判断基準がなく困惑する。
- ・高次脳機能障害の程度評価が病院で行われておらず、治療先病院での実施を依頼したら、断られたため、近医での受入と実施先を探して、実施にこぎ着けた。しかし、途中で、本人のストレス過多のため、本人が絶食状態になり、中断せざるを得なかった。
- ・意思疎通がとれない本人との間での延命治療である。その際、これまでの経験では疎遠でも親族と連絡がとることができましたが、親族がいない場合のことを想定した際のことか今後出でくるのではないかと思われる。
- ・被後見人が地域生活をしている場合、本人が外出して徘徊するような状況にあるときの本人の安全の確保の在り方
 - ・認知症高齢者について、親族が、本人の意向だからと言って、それぞれ自分に都合のよい主張をするが、本人の意向は、その時々で異なるため、真意がつかめないことはよくある。前に「こう言っていたでしょう。」と話しても、「そんなことは言っていない。」と言い、毎回、言うことが異なるということもかなりある。
 - ・生活保護を受けている。最低限度の生活だが、本人が質素な生活しか経験がなく保護費が貯まってしまう。
 - ・親からの本人の障害年金搾取の疑いがあり、市長申し立てで後見人に着いたが、親子関係は悪くなく、健常者だったらこの年齢なら親が困っていたら仕送りするよなあと思うが。
 - ・本人が所有権者ではない家屋に居住している場合の対応（時効取得による実利がない不動産）
 - ・被補助人との関りについて。同意行為、代理行為が付与されているにも関わらず、通帳預り等金銭管理が本人の意思でできない。補助人に対して拒否ではなく良好な関係ではあるが、金銭において管理はされたくないとの思いが強く、信頼関係作りを行っているところ。
 - ・胃ろうの設置、点滴等での栄養補給だと医療行為になるので対応できないという特養ホームとの対応
 - ・本人の旅行（レジャー・墓参りなど）希望に付き添ってくれる人の確保に苦労している。
 - ・本人の意思を常に推し量るようにしているが、その確定はなかなか難しい。本人の日常生活や過去の生活歴調査、ケアマネ・ヘルパー・ワーカー・親族等へのヒアリングを元に、ケアに関することであればケア会議を開催してもらい検討するが、最終的な結論は後見人が決断する。時間もかかるし、神経も使う。
 - ・ケアマネさんは頑張っているが、ヘルパーさんの質が最悪。被後見人の事を考えていない。認知症なのでどうせ忘れろと思っているのか、手拔きの仕事をする。
 - ・老人ホームに入居しており、自宅に戻る見込みがほぼない本人についての自宅に関する遺産分割方法の決定（夫名義であったが、夫が亡くなった事案）
 - ・本人からお金を借りて返さないような人のことを信用し、連絡を取りたがる。連絡が取れたら、その人にお金を渡したり、通帳等を預かってもらったりする危険性がある。本人の意思の尊重として、一つだけ本人の通帳とはんこを本人の管理下に置いているので、より心配である。現在、施設暮らしで居室に電話がなく、わざわざ公衆電話を使ってまで電話をする気はなさそうだが、このほど、居室に電話を入れたいと言ってきた。電話を入れ

たら上記人物に電話をする可能性が高い。どうしたらいいか悩んでいる。

- ・虐待していた子が、本人との面談を希望している場合に、本人が会いたいかどうか不明である。

- ・現在進行中で、非居住用財産の売却について悩んでいる。本人は自宅に独居していた高齢者で、認知症のため一人での生活は困難である。国民年金のみの収入で、2か月に一度16万円の入金がある。貯金は数十万円程度。施設を利用しているが、その金額は月に8万円程度かかるため、その他自宅の固定費等を考えると、非居住用財産として有する畑（農地転用後、売却可）を売却した上で、施設利用料に充てるのが望ましい。もっとも、被後見人は認知のため成年後見制度について、十分な理解ができていない。また、上記畑を売却することは全く考えていない。説明はしているものの、まだ理解は得られていないため、当職の判断で売却してよいか悩んでいる。家裁には意見を伺いたい旨上申する予定である。

- ・在宅の被後見人（男性）が、外国人の女性と同居を開始し、結婚を強く希望しました。色々心配される事情を、本人、女性、双方に伝えたが、権限外ですので、本人の意思通りに結婚しました。女性との間で、認知症や生活習慣の違いで頻繁にトラブルになり、女性は本人の続けている仕事場にも介入するなど、色々悩ましい事が起きている。

- ・本人から、「当職宛てに遺贈する内容の遺言を作成したい。」というお手紙をいただきました。立場上、本人の意向をシンプルに尊重してよいか悩むところです。

- ・都内のお寺に預けてある両親のお骨を合祀にするか、金沢にある寺に納骨するかなど。
- ・本人は極めて活動的で、障害（認知機能）に対する認識もうすぐ自由に行動できるため、適切な支援が難しい。

- ・施設生活が長く（20年以上）、生活に必要なもの、ほしいものの要望があまりないことが多い。

- ・もう少しで遺産分割調停が成立しそうだったときに、被後見人が危篤に。家族（共同相続人）は、「延命措置不要」と言っていたが、延命したかった。

- ・貯金を使い込みした娘に対する裁判確定後、回収にあたり7割程度で免除しようとしたが、裁判官より全額回収せよとの反対意見。御本人意思表示できれば免除されたはずと思う。

- ・自営業にかかる不動産の売却。本人の意思には大いに反するが、家族に売却する意見なし。本人時々正常に戻ることから、隠しながら逆行している状態。裁判官了承。

- ・複数の不動産の共有持分を有しているが債務超過であり、不動産売却のために成年後見人に選任されたときの対応について

- ・病院が経営する老人ホームに入居していたが、こちらの同意なく、定期的な訪問による診察と歯科検診を行って費用を請求された。90歳を超える年齢であったため、診察のみをお願いすることとして話をつけた。その方が亡くなったが、お墓やお寺のことはまったく話してくれない人であったため、お骨の埋葬場所を選択するのに困っている。

- ・施設利用中の本人（80代女性）について、兄妹間で激しい対立があり、施設から、後見審判以前に利用契約をした妹が対立している長男に面会させないと強く主張しているケースで、施設から後見人として、兄の面会の是非について意見を求められたケース（結局、妹と兄との間で後見人として意見調整している段階で、本人死亡）

- ・成年被後見人の家族が、成年被後見人所有であるが居住はしていない家屋のリフォームをしようとした。しかし、そのリフォーム費用が高額であり、果たしてリフォームするこ

とが本人の意思のとおりであるのかについて、悩んだ。

- ・本人が飼っている大型犬の飼育費用。本人の能力的に、大型犬を飼育できないので、事実上親族が飼っている。もっとも、本人も可愛がっている。

- ・親族からの虐待が原因で後見人が選任されたにもかかわらず、本人が、虐待を行った親族の元に帰りたと言った

- ・肥満を解消し、健康を維持するために、コカ・コーラなど肥りやすい食料品の購入について本人の希望を抑えるように努めたこと。

- ・身寄りがなく（唯一の推定相続人は引き受けを拒絶）、死期が迫っている場合における死後事務の段取り（火葬、葬儀等の供養）

- ・持家の植木の伐採、雑草の除去を業者に依頼するかどうか。

- ・現在入院中の病院から、疾病の疑いを指摘され、別の病院に検査に行った際、どこかで骨折をしてしまった。検査をした病院（婦人科）の過失か、搬送中の過失か必ずしも明らかではなかったのが、骨折部位、検査内容から検査をした病院の過失が疑われた。しかし、骨折の手術は、検査を実施した同じ病院（整形外科）で行った。その過程において、①家族に意思能力がないので、事前の説明、延命措置の要否等、手術の要否、万が一の場合の対応について、後見人として判断せざるを得なかった。果たして本人が延命措置まで望むのだろうかと考えた。②その後、骨折の原因は検査をした病院にあるとして、骨折の手術代の支払いを拒否した。本日現在、手術代の支払いはしていない。上記①、②もあくまで後見人としての職務遂行としてどうあるべきかを自身で検討した上での判断である。しかし、本人はこのようなことを望むだろうか考えると、また、社会通念に照らしてどうなのかと考えると迷うところではある。

- ・精神科の保護室超過による体力低下

- ・本人は「もう死んでもええ。」と言い、食事も入らない（食べようとせず、胸がむかつくので食べられないと言う。）。しかし、入院中であり、鼻管で栄養注入されている。

- ・ギャンブルへの支出と年金収入とのバランスが取れなくなり、そのことについて相談をすると、「自分の年金も自由に使えないのなら、保佐人を解任したい。」という発言となった。

- ・被成年後見人には、二人の子供がいるようであるが、出産後すぐに生き別れ状態で、音信不通であり、本人は周囲には、家族はいないと説明しており、今さら会いたくないようである。二人の相続人に被成年後見人の生前に後見人として連絡を取るべきかどうか、悩んでいる。

- ・訴訟等の尋問的内容について

- ・本人がある犯罪を繰り返したため、罰金刑に処された。罰金を金額納付するだけの持ち金がなく、数か月間労役場留置の見込み。本人は生活保護を受けているが、労役場留置の間生活保護が停止され、居住している借家の家賃滞納を生じ、解除されると帰る所がなくなってしまう。現在ある若干の持ち金を労役を短縮するため、罰金の一部にあてるか、家賃にあてるか。

- ・車の運転。本人はマイカーに乗りたいと希望しているが、統合失調症の服薬中であり、保佐人としては、運転をやめてほしいと考えている。

- ・精神障害の被後見人が、車の運転を好む。公安委員会、精神科主治医にも相談したが、免許取り消しは不可。運転する前、後、必ず後見人に連絡するように義務付けているが、

万一の場合に本人が現場から連絡することができるかどうか不明であり、何とか運転をやめさせる方法がないか思案するが方法がない。ドライブレコーダーは装着済。GPSは検討中（これをつけるとますます本人が安心して車に乗る可能性がある。）。

- ・精神科のお薬を本人が拒否しているが、食事に混ぜる等してまで服薬させるべきか。
- ・後見支援信託に移行するケースで、それまでの資産運用を続けられないケース。親族後見人が本人の意思を忖度し、預保の範囲で資産を分散したり有利な定期を利用するなど工夫した運用を行っていた。しかし、裁判所の方針は「資産を増やすことより（親族後見人の不正から）守ること」で、それまでの資産運用方針を変更し、一括して信託することを余儀なくされた。本人の意思や、本人の利益に合致しないのではないかと悩んだ。
- ・施設入所中の本人が施設内の自動販売機で甘い飲み物を頻繁に買って飲む傾向があった。基本的には本人の好きなようにさせてあげたいが、健康上の影響もあるので、過度になりすぎないように、施設スタッフとも連携して一度に渡す金額をやや控えめにするようにした。
- ・被後見人の預金を使い込んだ子に対する損害賠償ないし不当利得返還の請求権の行使
- ・離婚に伴う財産分与
- ・生活費の確保のための不動産売却に本人が反対した。
- ・親族の事業費の立替、清算等
- ・本人の意思が不明のため、成年後見人等の個人的見解に導かれていないか。
- ・交通事故の示談及び示談交渉に入ってもらうために委任した弁護士に対する報酬の決定
- ・現在判断能力がなくても、判断能力があった当時の判断を家族や支援者から聞いて、本人が今判断能力があったらどのように判断するか検討している。
- ・結婚したい、交際したい
- ・本人が住み込みで身の回りの世話をしていた女性と報酬契約を締結しており、その金額が1千万位であった。本人の資産は数億円だったが、当該女性から2回程度の事情聴取を行い、世話の実態を把握した上で、裁判所とも相談の上支払いに応じた。このとき、本人は完全に判断能力を有しなかったため、相続人の意向も重視して判断した。
- ・成年後見活動全般に亘って「本人意思の尊重」は厳守されなければならないと考えている。糖尿病を起因とした死亡の恐れを理由に預貯金等の管理に係る代理権を付与して接触制限を強行するが、成年後見制度の意思の尊重理念に沿うものか？（その他）
- ・本人の財産を横領した前後見人（親族）に対する返還請求をどこまですべきか、刑事告訴まですべきかどうか。本人にとっては前後見人が唯一の身近な親族であり、時々会って一緒に食事するのが楽しみだった。
- ・隣近所に迷惑をかけないために、本人の意向で、居住していない自宅の近くの耕作していない畑の雑草を刈ってほしいとの要請（雑草の種が飛ぶと非常に迷惑がかかることがわかり、シルバー人材センターに依頼）
- ・若い本人が介護職員へ恋愛感情を持ち、相手からセクハラと受け止められたり、性的欲求のコントロールにつき、どのようにしたらよいか。
- ・障がい者同士が婚姻・離婚を繰り返そうとしている場合
- ・本人が自動車運転の免許を医者に適当なことを述べて、更新したり、住所変更を繰り返す。
- ・強度の広汎性発達障害と診断され、医療保護入院が継続している本人がかっているが、頑なに解除を拒否している。居住用不動産処分許可申立への理解を全く得られない状態。

- ・本人に関わっている方の意見を求め、一人よがりにならぬよう気をつけた。家庭裁判所の担当書記官に相談した。
- ・事実上の身上監護を適切に行っている親族が、被後見人の財産から多額の金銭を使い込んでいるような場合、親族に身上監護を続けてもらいながら財産を返還してもらうためにはどうするべきか、悩むことが多い。
- ・死亡のとき、その連絡先→皆なりたがらない。
- ・本人が所有する不動産の賃貸に関して、本人の意思は賃貸を推奨を実現するために、契約の条件や利益を判断する事に迷ったことがあった。
- ・居住用不動産の売却。
- ・実家に居住している本人はその生活の継続を希望しているが、実家の家業が経済的な危機を迎えた場合、本人の財産からの貸付が可能か。
- ・すべての事柄について、イエス・ノーの表示ができる方は、意思確認をするがはっきりしない方、たとえば居所の決定等は本人の表情をみて決定するようにしているが、ある程度悩む
- ・糖尿病を患っている本人（在宅）に対し、どこまで清涼飲料水、菓子類等の摂取を管理するか。
- ・身上監護者と被後見人の処遇について意見が相違した。
- ・被後見人は、日常会話においては健常者と区別が付かないくらいに饒舌であり、それ故に周囲との軋轢、齟齬をきたしていた。
- ・親族から虐待を受けたために特養に避難した老人の賃借マンションを明け渡す際、多くの家財道具や衣類等を廃棄しなければならなかったため、どれを残すか、廃棄するかを確認した。

以上